

環境省コロナ禍影響挽回 救済法請求期限さらに延長 建設アスベスト給付金2022年2,524件認定

15回目の補償・救済状況検証

2005年夏のクボタ・ショックに対応するためのアスベスト問題に関する関係閣僚会合は、同年12月27日の第5回会合でまとめた「総合対策」で、「石綿による健康被害者の間に隙間を生じないよう迅速かつ安定した救済制度を実現」するとした。このために翌2006年2月3日に成立、同年3月27日に施行されたのが、石綿健康被害救済法である。

「隙間ない救済」の実現状況の検証は、救済法が施行された当初からその必要性が指摘されてきたにもかかわらず、政府・関係機関による努力はなかなかなされてこなかった。

検証作業に使うことのできる死亡年別の補償・救済データについて、環境再生保全機構は当初から公表したものの、厚生労働省がデータを公表するようになったのは、労災認定等事業場名一覧表の公表を再開した2008年度以降のことである。

代わって全国労働安全衛生センター連絡会議が独自に検証を行ってきた(安全センター情報2008年12月号、2010年1・2月号、2010年11月号、2012～

2022年の1・2月号参照-今回が15回目となる)。

なお、2011年6月2日に環境大臣に答申された中央環境審議会の建議「今後の石綿健康被害救済の在り方について」は、「労災保険制度との連携強化」として「労災保険制度との連携強化に関しては、石綿健康被害救済制度、労災保険制度等における認定者と中皮腫死亡者との関係等の情報についても、認定状況とともに、定期的に公表していくことが重要である」と指摘した。

これを受けて、環境再生保全機構が毎年度公表している「石綿健康被害救済制度運用に係る統計資料」の平成25年度版から、「各制度における中皮腫の認定等の状況(死亡年別)」という表が一枚追加された。これは、本誌が表8として示しているものと同様の作業を行ったものであり、それが本誌による検証から半年以上遅れて公表されるというかたちになったわけである。

さらに、「隙間ない救済」に加えて、「公正な(格差のない)救済」も、重要な検証課題である。

隙間なく救済されるべき対象

まず本誌が検証に用いたデータを確認しておく。

- ① **死亡者数**—検証作業における分母にあたる補償・救済されるべき被害者数については、中皮腫はすべてが「隙間なく」補償・救済されるものであるが、罹患者数のデータは得られないため、死亡者数を用いる。具体的には、2022年9月16日に厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課が公表した、「都道府県（特別区—指定都市再掲）別にみた中皮腫による死亡数の年次推移（平成7年～令和3年）人口動態統計（確定数）より」、及び、平成6（1994）年以前については、環境省が救済制度発足時に行った推計方法（表1参照—これは、2010年5月21日の第7回石綿健康被害救済小委員会ではじめて公表された資料である）にしたがった。石綿による肺がん死亡者数については、表1では、中皮腫の「1.0倍」とされているが、後述するようにこれは少なすぎる。そのため以前は、一昔前に国際的な科学的コンセンサスとされていた中皮腫の「2.0倍」との仮定を使用してきたが、それでもなお著しく低い「救済率」しか達成できていないこともあり、中皮腫の「1.0倍」という仮定を使って「救済率」を検証することに変えた。表1に記載されているように、環境省は「患者数将来推計は改めて行う」としながら、行われていない。表2に示すような国際的努力も踏まえ、中皮腫・肺がん以外のアスベスト関連疾患も含めた、被害の（将来）推計と「隙間ない救済」実現状況の検証は、車の両輪としてともに努力を継続する必要があることを強く指摘しておきたい。

検証に使った補償・救済データ

- ② **労災保険・労災時効救済**—厚生労働省はクボタ・ショックの後2006年から、毎年6・7月頃に「石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況まとめ（速報値）」を公表するようになっている（2022年は6月22日）。これは、請求・支給決定年度別データであり、「など」とされているのは、労災保険給付のほか、厚生労働省所管救済法に基づく特別遺族給付金（労災時効救済）、

船員保険給付のデータも含んでいるからである。一方、年末に上記の「確定値」及び「石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表」を公表することも、被害者・家族らの強い働きかけの結果、継続されている（2022年は12月14日）。「確定値」には、死亡年別データが含まれている。労災保険については、2008年度版から（2004年度分にまで遡及して）びまん性胸膜肥厚と良性石綿胸水に関するデータが追加され、2011年度分から石綿肺の支給決定件数のみが追加されたが、それ以前のデータは公表されていない。中皮腫と肺がんについては、本誌が過去情報公開等を通じて入手した過去分のデータも使用した。必要に応じて、労災保険と労災時効救済を合わせて「労災・時効救済」とよぶ。

- ③ **環境省所管救済法による救済**—石綿健康被害救済法による療養者に対する救済（医療費・療養費手当等=生存中救済）、同法による法施行前死亡者及び未申請死亡者に対する救済（特別遺族弔慰金・特別葬祭料）。環境再生保全機構が毎年公表している「石綿健康被害救済制度運用に係る統計資料」の令和3年度版によった（2022年9月28日公表）。未申請死亡者に対する救済は、2008年度になってから創設された。石綿肺とびまん性胸膜肥厚が対象疾病とされたのは、2010年度からであり、良性石綿胸水はいまも対象にされていない。必要に応じて、環境省所管救済法による救済=生存中救済+施行前死亡救済+未申請死亡救済を「環境省救済」とよぶことにする。「統計資料」には、平成21年度版から、「労災等」認定との重複分を含めたものと除いたものの二つのデータが示されるようになった。「労災等」とは、労働者災害補償保険制度、国家公務員災害補償制度、地方公務員災害補償制度、旧3公社（日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社）の災害補償制度、船員保険制度等の「業務に関連して石綿により健康被害を受けた方に対する補償制度」及び救済法に基づく労災時効救済制度（特別遺族給付金）のことである。本来は、これらの制度も検証作業に含めたい

表1 環境省：対象患者数の推計方法(制度発足当時) 2010.5.21 第7回石綿健康被害救済小委員会参考資料

	制度発足時の推計方法	根拠	評価等
全国の中皮腫患者数	<ul style="list-style-type: none"> 「石綿の使用量170トンにつき1名の中皮腫患者が発生する」と仮定 潜伏期間を38年[編注:36年後発病+2年後死亡]と仮定 	Tossavainen氏の論文(2004)(米英独等11か国(日本を含まない)の70年代早期の石綿使用量(単年)と95年以降の中皮腫罹患・死亡者数(単年)のデータを分析し使用量170トンに中皮腫1名との推計をしたもの)	<ul style="list-style-type: none"> 患者数将来推計は改めて行う
全国的石綿肺がん患者数	中皮腫の1.0倍	<ul style="list-style-type: none"> 諸外国の職業曝露者に関する報告(1~2倍)や労災制度の認定実績(0.7倍)を参考とした 職業曝露以外の者では職業曝露者より肺がん/中皮腫の比は低いと想定されたが、救済制度における曝露状況別の対象割合が不明であったため、仮に1.0としたもの 	<ul style="list-style-type: none"> 肺がんの申請数は少ないため、医療機関への啓発等に引き続き取り組む
労災と石綿救済法の対象者の割合	中皮腫、肺がんとも5割ずつ	<ul style="list-style-type: none"> イギリスの業務災害障害給付においては、中皮腫による全死亡者の約5割が対象となっている 肺がんについては資料がなかったため、仮に5割とした 	<ul style="list-style-type: none"> 救済法中皮腫被認定者の約半数が職業曝露以外の者であり、職業曝露以外の者は職業曝露者より肺がん/中皮腫の比が低いとみられる。このため、肺がんについては、救済制度の割合は5割より小さいと考えられる

のだが、必要なデータが系統的に提供されないため、断念せざるを得ない状況が続いている。また、曝露分類や産業別分類等について、環境再生保全機構が2022年3月25日に公表した「石綿健康被害救済制度における平成18~令和2年度被認定者に関するばく露状況調査報告書」も利用している。

他の関係制度によるデータ

他の制度のなかで、船員保険については、厚生労働省が前述の速報値及び確定値の公表に含めており、前回までの検証ではそのデータも使ってきた。しかし、件数が少ないことと、認定率や都道府県別データが得られないことから、除外した。2021年度までの累計補償件数は、中皮腫100件、肺がん93件、石綿肺10件、合計203件である。

地方公務員災害補償基金は「石綿関連疾病に係る公務災害の申請・認定件数」、また、人事院は「石綿関連疾病の公務災害認定状況」について、公表・更新しているが、いずれも死亡年別データ等が含まれていない。前者の2020年度までの累

計補償件数は、中皮腫88件、肺がん17件、石綿肺3件、その他7件、合計115件。後者の2012~2020年度累計補償件数は、中皮腫8件だけである。

鉄道・運輸機構は「元国鉄職員に対する石綿(アスベスト)を起因とする業務災害補償等認定実績」を公表・更新しているが、死亡年別データ等が含まれていないだけでなく、そもそも年度別に整理されていない。2022年9月30日現在の累計補償件数は、中皮腫258件、肺がん183件、石綿肺52件びまん性胸膜肥厚36件、良性石綿胸水2件、合計531件と、少なくない。

以上に掲げた累計補償件数を合わせると、中皮腫449件、肺がん294件、石綿肺65件、その他43件、合計851件となる。これらを含めて、関係するすべての制度が、「隙間ない救済」の実現状況の検証に必要なデータを、系統的に公表すべきである。

救済対象に関する国際的知見

わが国の中皮腫による死亡者数は、人口動態統計で把握できるようになった1995年(暦年)の500人から増加している。2014年にわずかに減少したが、

表2 GBD2019及びWHO/ILO2021推計による石綿関連疾患死亡数(日本)

死亡原因(傷病)/リスク要因	GBD2019推計				WHO/ILO2021推計		
	1990年	2000年	2010年	2019年	2000年	2010年	2016年
職業曝露による死亡(A~E)	6,095	9,825	17,931	20,699	9,019	16,234	18,514
中皮腫[A]	528	799	1,382	1,599	691	1,226	1,506
気管・気管支・肺のがん[B]	5,365	8,672	15,936	18,342	8,138	14,754	16,702
卵巣がん[C]	91	129	165	204	120	158	197
喉頭がん[D]	53	71	106	122	70	96	109
石綿肺[E]	58	155	341	432			
肺がん/中皮腫の比率(B/A)	10.2	10.9	11.5	11.5	11.8	12.0	11.1
中皮腫による死亡[F]	572	848	1,436	1,656			
中皮腫(職業曝露以外)(F-A)	43	49	54	56			
職業曝露の占める割合(A/F)	92.4%	94.2%	96.2%	96.6%			
石綿肺による死亡[G]	58	155	341	432			
石綿肺(職業曝露以外)(G-E)	0	0	0	0			
石綿による死亡(B+C+E+F+G)	6,138	9,874	17,985	20,755			

本誌は「増加が止まったとみることはできない」と指摘した。そのとおりに、2015年1,504人、2016年1,550人、2017年1,555人と増加した。2018年は1,512人、2019年は1,466人と減少したが、2020年1,605人、2021年は1,635人と再び増加に転じた。1995～2021年の27年間の累計は29,848人になっている(表8参照)。

中皮腫以外のアスベスト関連疾患の規模を予測する努力が積み重ねられている。世界疾病負荷(GBD)推計は、国際的にもっともよく引用されるもので、各国別の推計結果も入手できる。2020年10月17日に更新された最新のGBD2019による日本についての推計結果は表2に示すとおりである。2019年の石綿による死亡が初めて2万人超になった。

2021年9月17日には、「傷病の労働関連負荷に関するWHO/ILO共同推計 2000～2016年 世界監視報告書」が発表された。各国別データも入手することが可能であり、同じく表2に示した。

いずれも中皮腫死亡者数は人口動態統計データとほぼ同じであり、中皮腫以外のアスベスト関連疾患の規模感を想像することができる。

肺がん/中皮腫の比率について、WHOは2014年発行の「クリソタイル・アスベスト」で「6:1」とし、ILOが2021年に発行した「労働における有害化学物質への曝露と結果としての健康影響:グローバル・レビュー」も、アスベストに関する最新の知

見の概要のなかで引用している、しかし、この比率は、GBD2019の世界推計で「7.4:1」、WHO/ILO2021の世界推計では「7.7:1」となっており、また、表2のように、日本については「10」を超えるものと推計されているのである。

さらに、卵巣がん、喉頭がんをアスベスト関連がんに加えることは世界常識となっており、国際機関は他にも関連性が観察されている疾病があることも認めている。補償・救済の対象とされるべきアスベスト関連疾患について、あらためて最新の知見に基づいた検討が必要である。

2021年度環境省コロナから挽回

まず、図1-1と表3に、制度別疾病別補償・救済状況、図1-2と表4に、疾病別疾病別補償・救済状況の推移を示す。以降、推移を示す図では、環境省救済については、労災等との重複分を含んだ各年度の救済件数を示していることに留意されたい。

補償・救済合計件数は、労災保険制度しかなかった2005年度以前と比較して、救済制度が創設された2006年度に大幅に増加したことが一目瞭然である。2006年度は、労災保険1,858件、施行前死亡救済1,590件、労災時効救済886件、生存中救済799件の順に件数が多かった(合計5,133件)。

2007年度以降は、2,000件前後で推移している

図1-1 制度別石綿健康被害補償・救済状況(全疾病)

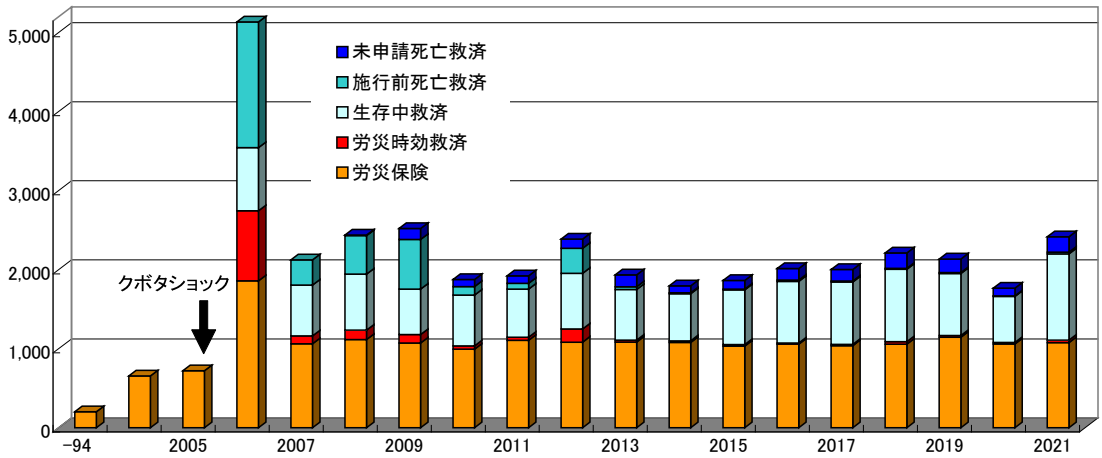


図1-2 疾病別石綿健康被害補償・救済状況(労災・時効救済・環境省救済)

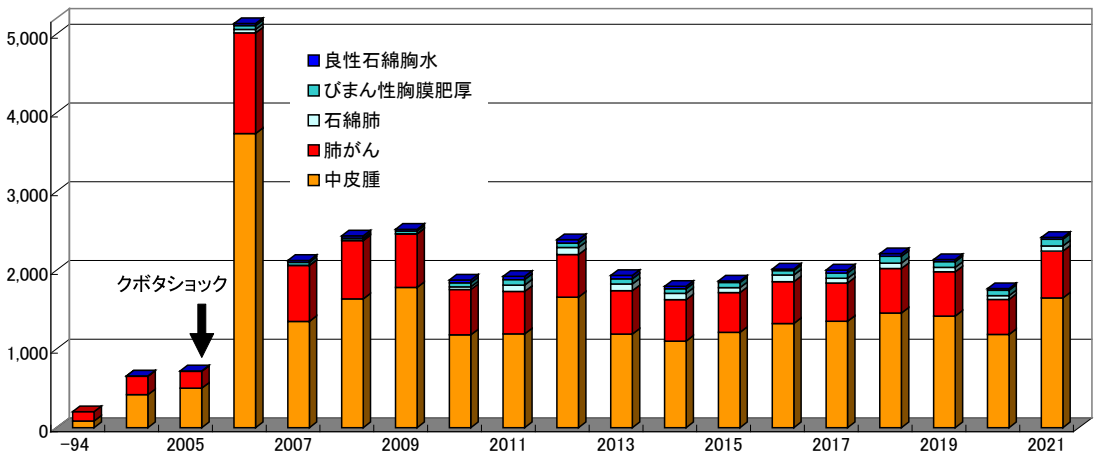
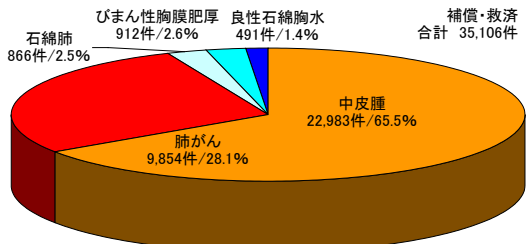
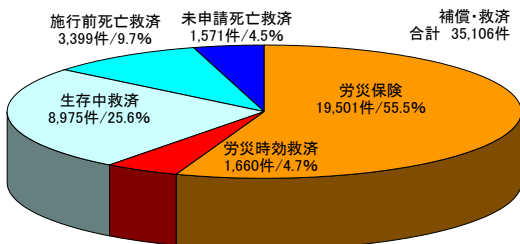


図1-3 制度別・疾病別石綿健康被害補償・救済状況(2021年度末までの累計、重複分除く)



が、労災保険はおおむね1,000~1,100件で横ばい状態であり、主として環境省救済の増減が合計件数の増減につながってきた。また、疾病別では、中皮腫の増減が、合計件数の変化の主な原因になっ

てきたと言える。

2008年度に未申請死亡救済制度が追加されたが、以降、一定の存在感を維持している。

2009年度と2012年度に二つの小さな山がみら

特集②/石綿健康被害補償・救済状況の検証

表3 制度別補償・救済状況(全疾病)

年度	労災保険	労災時効救済	生存中救済	施行前死亡救済	未申請死亡救済	合計
-94	203					203
95-04	656					656
2005	721					721
2006	1,858	886	799	1,590		5,133
2007	1,063	99	642	320		2,124
2008	1,115	121	708	486	7	2,437
2009	1,071	109	574	628	138	2,520
2010	994	42	643	106	91	1,876
2011	1,105	39	610	73	95	1,922
2012	1,083	167	703	317	118	2,388
2013	1,085	24	639	35	150	1,933
2014	1,080	20	595	13	87	1,795
2015	1,033	20	690	11	109	1,863
2016	1,058	13	781	16	147	2,015
2017	1,039	15	791	10	148	2,003
2018	1,057	31	916	13	194	2,211
2019	1,145	23	783	12	172	2,135
2020	1,060	20	581	8	97	1,766
2021	1,075	31	1,090	22	195	2,413
小計	19,501	1,660	11,572	3,661	1,748	38,142
重複			△2,597	△262	△177	△3,036
合計	19,501	1,660	8,975	3,399	1,571	35,106
	55.5%	4.7%	25.6%	9.7%	4.5%	100%

表4 疾病別補償・救済状況(全制度)

年度	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性胸膜肥厚	良性石綿胸水	合計	肺がん/中皮腫
-94	83	120				203	144.6%
95-04	419	234		1	2	656	55.8%
2005	502	213		4	2	721	42.4%
2006	3,736	1,279	44	48	26	5,133	34.2%
2007	1,350	709	4	37	24	2,124	52.5%
2008	1,635	740	8	25	29	2,437	45.3%
2009	1,780	680	4	32	24	2,520	38.2%
2010	1,178	576	34	51	37	1,876	48.9%
2011	1,191	538	82	69	42	1,922	45.2%
2012	1,658	541	89	55	45	2,388	32.6%
2013	1,188	551	85	65	44	1,933	46.4%
2014	1,100	525	80	58	32	1,795	47.7%
2015	1,210	505	64	64	20	1,863	41.7%
2016	1,323	531	84	57	20	2,015	40.1%
2017	1,352	486	59	67	39	2,003	35.9%
2018	1,456	566	68	87	34	2,211	38.9%
2019	1,418	562	55	73	27	2,135	39.6%
2020	1,183	446	48	67	22	1,766	37.7%
2021	1,646	596	65	84	22	2,413	36.2%
小計	25,426	10,402	876	947	491	38,142	40.9%
重複	△2,443	△548	△10	△35	0	△3,036	
合計	22,983	9,854	866	912	491	35,106	42.9%
	65.5%	28.1%	2.5%	2.6%	1.4%	100%	

「重複」は、石綿健康被害救済制度運用に係る統計資料で「労災等との重複」とされているものである。
 労災保険については、石綿肺の2009年度以前分、びまん性胸膜肥厚と良性石綿胸水の2003年度以前分のデータは入手できていない。
 びまん性胸膜肥厚と良性石綿胸水が環境省所管救済の対象疾病になったのは2010年度以降であり、良性石綿胸水は対象ではない。

表5 制度別・疾病別補償・救済状況(2021年度末までの累計、重複分除く)

	労災保険			労災時効救済			生存中救済			施行前死亡救済		
	件数	割合	割合	件数	割合	割合	件数	割合	割合	件数	割合	割合
中皮腫	10,225	52.4%	44.5%	953	57.4%	4.1%	7,346	81.8%	32.0%	3,232	95.1%	14.1%
肺がん	7,358	37.7%	74.7%	623	37.5%	6.3%	1,442	16.1%	14.6%	120	3.5%	1.2%
石綿肺	710	3.6%	82.0%	81	4.9%	9.4%	32	0.4%	3.7%	37	1.1%	4.3%
びまん性胸膜肥厚	717	3.7%	78.6%	3	0.2%	0.3%	155	1.7%	17.0%	10	0.3%	1.1%
良性石綿胸水	491	2.5%	100%	0	0.0%	0.0%						
合計	19,501	100%	55.5%	1,660	100%	4.7%	8,975	100%	25.6%	3,399	100%	9.7%
	未申請死亡救済			労災・時効救済計			環境省救済計			合計		
	件数	割合	割合	件数	割合	割合	件数	割合	割合	件数	割合	割合
中皮腫	1,227	78.1%	5.3%	11,178	52.8%	48.6%	11,805	84.7%	51.4%	22,983	65.5%	100%
肺がん	311	19.8%	3.2%	7,981	37.7%	81.0%	1,873	13.4%	19.0%	9,854	28.1%	100%
石綿肺	6	0.4%	0.7%	791	3.7%	91.3%	75	0.5%	8.7%	866	2.5%	100%
びまん性胸膜肥厚	27	1.7%	3.0%	720	3.4%	78.9%	192	1.4%	21.1%	912	2.6%	100%
良性石綿胸水				491	2.3%	100%				491	1.4%	100%
合計	1,571	100%	4.5%	21,161	100%	60.3%	13,945	100%	39.7%	35,106	100%	100%

れるが、これは、2008年度に環境省主導、2011年度に厚生労働省によって、地方自治体の保管する

死亡小票を活用して中皮腫で死亡された方を抽出し、労災または救済給付を受けていないものに対し

て補償・救済制度を周知する「個別周知事業」が実施されたことによるものである。実際に、疾病別で中皮腫が増加の原因であったことを確認できる。

この「個別周知」は、対象が中皮腫に限定され、また、「闘病中の本人に対して」ではなく「死亡後に遺族に対して」になってしまわなければならないが、二度の実施によって効果のあることは実証されていると言ってよい。しかし、再度、また継続的に実施していく方針は、どちらの省からも示されていない。

2010年度には石綿肺とびまん性胸膜肥厚が、環境省救済の対象疾病に追加されたが、合計件数の推移に反映されるような影響は与えていない。びまん性胸膜肥厚は毎年2桁の実績があるものの、石綿肺は1桁にとどまっている。

2020年度に環境省救済が比較的大きく落ち込んでいるが、これは新型コロナウイルス感染症の影響で認定作業が遅れて（前年度の967件から686件へと281件も）大幅に減少したためであった。労災・時効救済の方は、前年度の1,168件から1,080件と12件の減少で踏みとどまっている。

2021年度は、労災・時効救済は前年度の1,080件から1,106件へ26件の増加だったが、環境省救済は686件から1,307件へと621件も、倍増に迫る大幅増加となった。合計件数でも1,766件から2,413件へ647件、36.6%の増加となり、三つ目の小さな山をつくることになるかもしれない。

2021年11月11日の第9回石綿健康被害判定小委員会・審査分科会合同会議で、以下のような報告がされている。

- ・新型コロナウイルスの影響により、首都圏外の病院に在籍する委員の参集が困難となったため、審議会を一部延期（2020年2月～6月）
- ・web会議システムを用いて、石綿肺等審査分科会を開催（令和2年4月～）。病理標本等の検鏡が必要な案件については、病理担当委員のみ参集とし、web会議システムを併用して開催（審査分科会は令和2年5月～、判定小委員会は令和2年6月～開催）。→今後、分科会1回当たりの審議件数の増加や分科会の開催数の増加を予定。
- ・未審査案件に対応するため、審議会開催数を月4回から月5回に増加（2021年3月～）。

・円滑な審議会の運営を継続し、オンラインによる医学的判定等を可能とする「石綿健康被害判定業務のICT化システム」を構築中。→2022年4月から本格運用の予定。

2021年度の環境省救済の大幅増加が、新型コロナウイルス感染症の影響から挽回を図るためのこれらの対策の結果であったことがわかる。

また、後述の2021年度末請求期限切れに関連した周知も、労災時効救済と施行前死亡救済を中心に一定の増加につながった可能性もある。

全体で労災60.3%、中皮腫65.5%

図1-3と表5に、2021年度末までの累計について、制度別・疾病別補償・救済状況の概要を示した。ここでは、環境省救済の重複分は除かれている。

累計補償・救済件数は35,106件。環境省救済の重複分は3,036件で、8.6%に相当する。

制度別では、労災保険55.5%、労災時効救済4.7%（労災・時効救済計60.3%）、生存中救済25.6%、施行前死亡救済9.7%、未申請死亡救済4.5%（環境省救済計39.7%）、となっている。

疾病別では、中皮腫65.5%、肺がん28.1%、石綿肺2.5%、びまん性胸膜肥厚2.6%、良性石綿胸水1.4%、となっている。なお、良性石綿胸水は、環境省救済の対象疾病にはなっていない。

再々度の請求期限切れ問題

石綿健康被害救済法は、法定時には3年間の時限措置とされていた、法施行前に死亡または労災時効成立していた事例に対する救済（労災時効救済及び施行前死亡救済）の請求期限を延長するという改正が、患者・家族らの提起を受けた議員立法というかたちで、2008年と2011年の二度にわたって行われた。

しかし、労災時効救済は、2016年3月27日以降に死亡した事例には適用されないために、死亡から5年経過すると労災保険も労災時効救済も請求できなくなる。2021年3月27日以降、そうした事例が発生していたはずである。環境省所管の未申請死亡

特集②/石綿健康被害補償・救済状況の検証

図2-1 労災・時効救済：疾病別石綿健康被害補償・救済状況

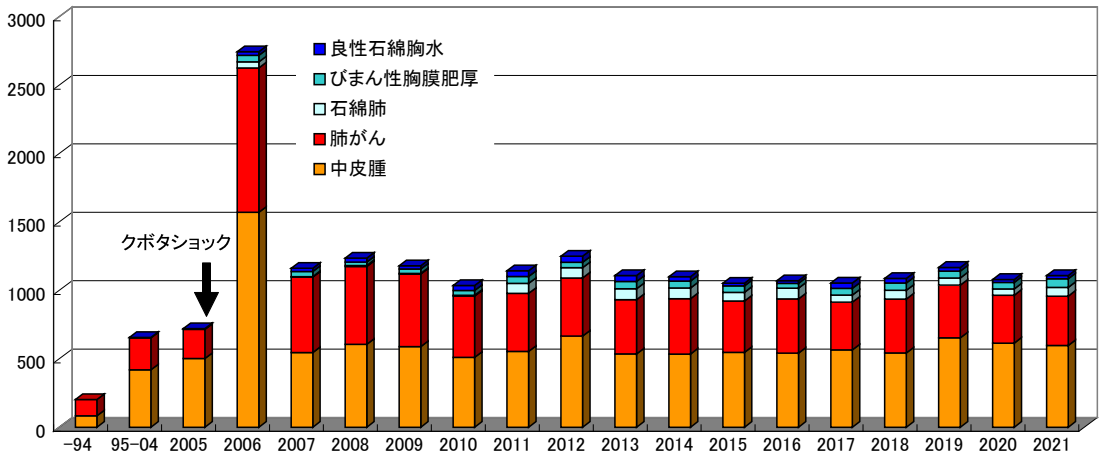


図2-2 環境省救済：疾病別石綿健康被害救済状況

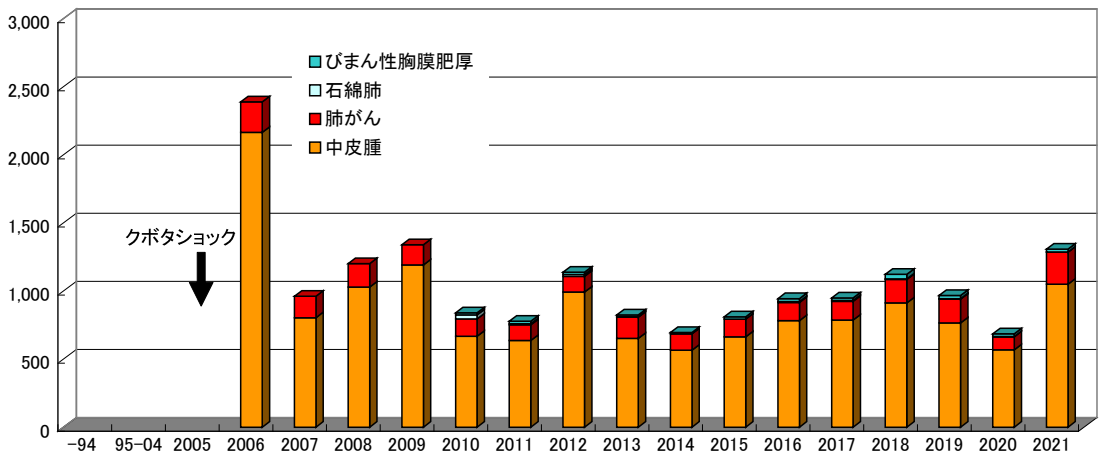
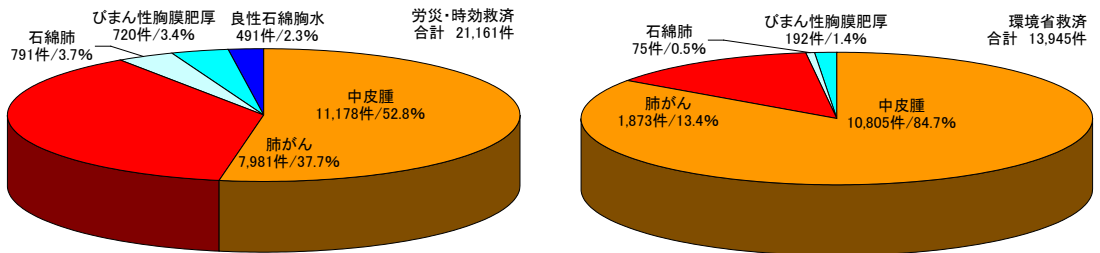


図2-3 疾病別石綿健康被害補償・救済状況 (2021年度末までの累計、重複分除く)



救済のほうは死亡から15年以内なら請求することができるが、給付の水準に著しい格差がある。

さらに、2016年3月26日以前に死亡した中皮腫・肺がん事例の施行前死亡救済の請求権が、2022

年3月27日までで期限切れとなるのを皮切りに、施行前死亡救済の請求期限切れ問題もはじまる。

2021年度にも労災時効救済は31件（前年度20件）、施行前死亡救済も22件（前年度8件）の実績

表6-1 労災・時効救済：疾病別補償・救済状況

年度	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性胸膜肥厚	良性石綿胸水	合計	肺がん/中皮腫
-94	83	120				203	144.6%
95-04	419	234		1	2	656	55.8%
2005	502	213		4	2	721	42.4%
2006	1,571	1,055	44	48	26	2,744	67.2%
2007	546	551	4	37	24	1,162	100.9%
2008	606	568	8	25	29	1,236	93.7%
2009	589	531	4	32	24	1,180	90.2%
2010	511	448	5	35	37	1,036	87.7%
2011	554	424	73	51	42	1,144	76.5%
2012	666	425	75	39	45	1,250	63.8%
2013	536	396	80	53	44	1,109	73.9%
2014	535	404	78	51	32	1,100	75.5%
2015	547	375	64	47	20	1,053	68.6%
2016	541	397	78	35	20	1,071	73.4%
2017	565	349	52	49	39	1,054	61.8%
2018	543	394	64	53	34	1,088	72.6%
2019	653	386	52	50	27	1,168	59.1%
2020	615	350	46	47	22	1,080	56.9%
2021	596	361	64	63	22	1,106	60.6%
合計	11,178	7,981	791	720	491	21,161	71.4%
	52.8%	37.7%	3.7%	3.4%	2.3%	100%	

があり、救済を必要としているものがまだいる。請求期限の再々度の延長は待たなしの課題であると訴えてきたが、患者と家族の会らの精力的な働きかけにより、請求期限を再々度延長する救済法改正が2022年5月17日に成立した(2022年7月号参照)。

法改正のためのキャンペーンや環境再生保全機構と厚生労働省による周知活動が、労災時効救済と施行前死亡救済等の2021年度の数字に一定の影響を与えた可能性がある(月別データが公表されている環境省救済では、施行前死亡の請求件数が2022年3月に急増していることが確認できる)。

かたや中皮腫中心で変動幅大

図2-1~3と表6-1・2に、労災・時効救済と環境省救済の各々につよいての、疾病別補償・救済状況を示す。図2-1と図2-2は、縦軸の最大値を3,000件でそろえてあるので、直観的に棒グラフの長さで相互に比較することが可能である。

表6-2 環境省救済：疾病別救済状況

年度	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性胸膜肥厚	合計	肺がん/中皮腫
-94						
95-04						
2005						
2006	2,165	224			2,389	10.3%
2007	804	158			962	19.7%
2008	1,029	172			1,201	16.7%
2009	1,191	149			1,340	12.5%
2010	667	128	29	16	840	19.2%
2011	637	114	9	18	778	17.9%
2012	992	116	14	16	1,138	11.7%
2013	652	155	5	12	824	23.8%
2014	565	121	2	7	695	21.4%
2015	663	130	0	17	810	19.6%
2016	782	134	6	22	944	17.1%
2017	787	137	7	18	949	17.4%
2018	913	172	4	34	1,123	18.8%
2019	765	176	3	23	967	23.0%
2020	568	96	2	20	686	16.9%
2021	1,050	235	1	21	1,307	22.4%
小計	14,248	2,421	85	227	16,981	17.0%
重複	△2,443	△548	△10	△35	△3,036	
合計	11,805	1,873	75	192	13,945	21.3%
	84.7%	13.4%	0.5%	1.4%	100%	

両者の推移をみると、環境省救済のほうが変動が大きく、2020年度の減少と2021年度の増加も大きくめだっている。労災・時効救済については、労災保険はほぼ横ばい状態である。

2021年度末までの累計補償・救済件数は、労災・時効救済が21,161件(全体に占める割合60.3%)。環境省救済は13,945件(同じく39.7%)、重複分は3,036件で、21.8%に相当する。換言すると、累計認定件数の17.9%が重複認定であったことになる。

2021年度末までの累計の内訳についてみると、労災・時効救済では、中皮腫52.8%、肺がん37.7%、石綿肺3.7%、びまん性胸膜肥厚3.4%、良性石綿胸水2.3%。環境省救済(重複分を除く)では、中皮腫84.7%、肺がん13.4%、石綿肺0.5%、びまん性胸膜肥厚1.4%、となっている。

環境省救済のほうは、ほとんど中皮腫だけしか救済できておらず(84.7%)、かつ、年度ごとの救済件数の変動の幅が大きいという特徴がある。

図3-1 中皮腫：制度別補償・救済状況

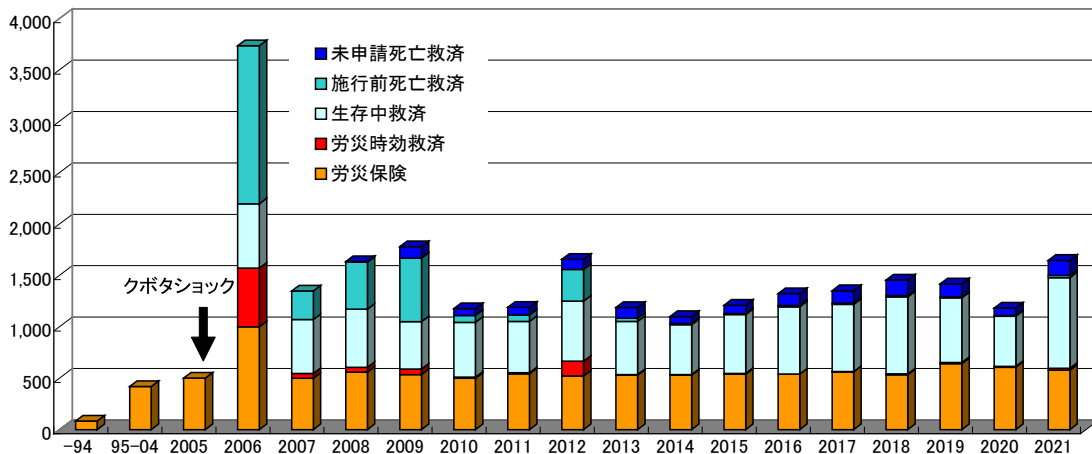


図3-2 肺がん：制度別補償・救済状況

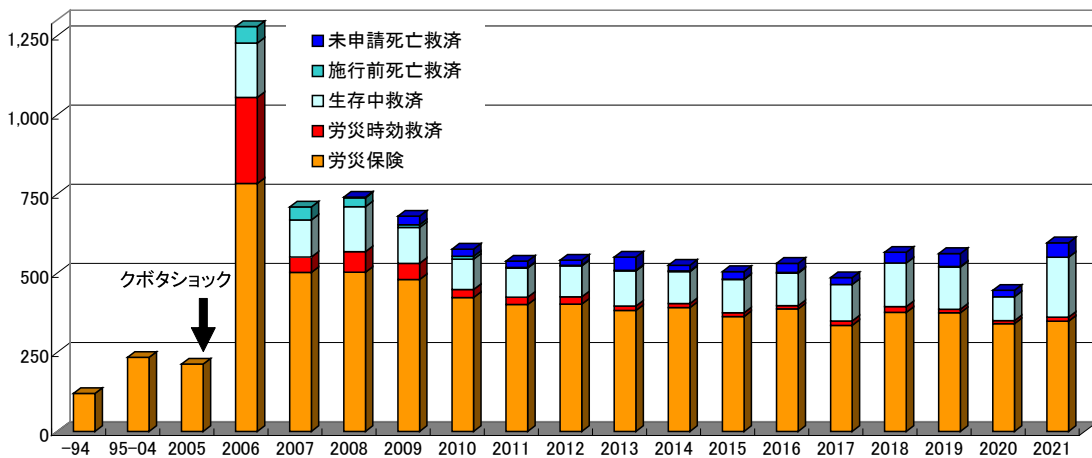


図3-3 石綿肺・びまん性胸膜肥厚・良性石綿胸水：制度別補償・救済状況

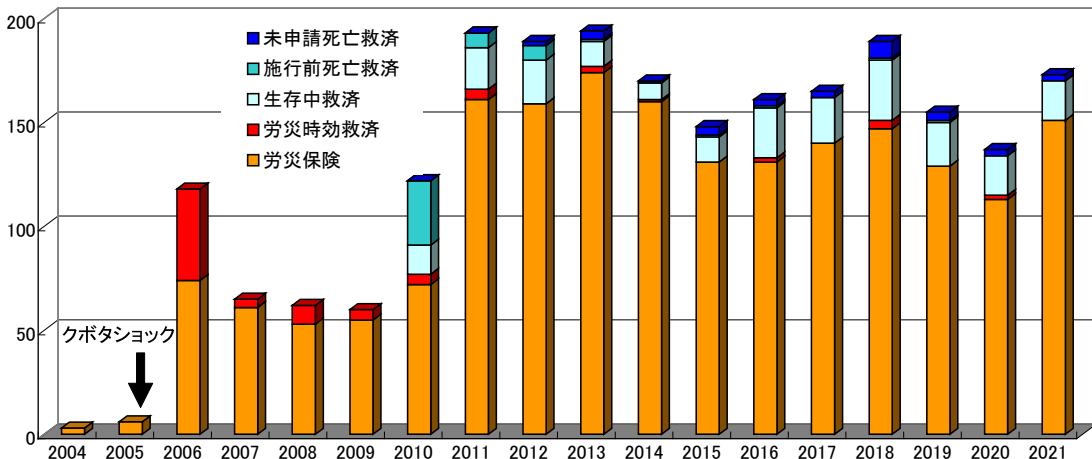
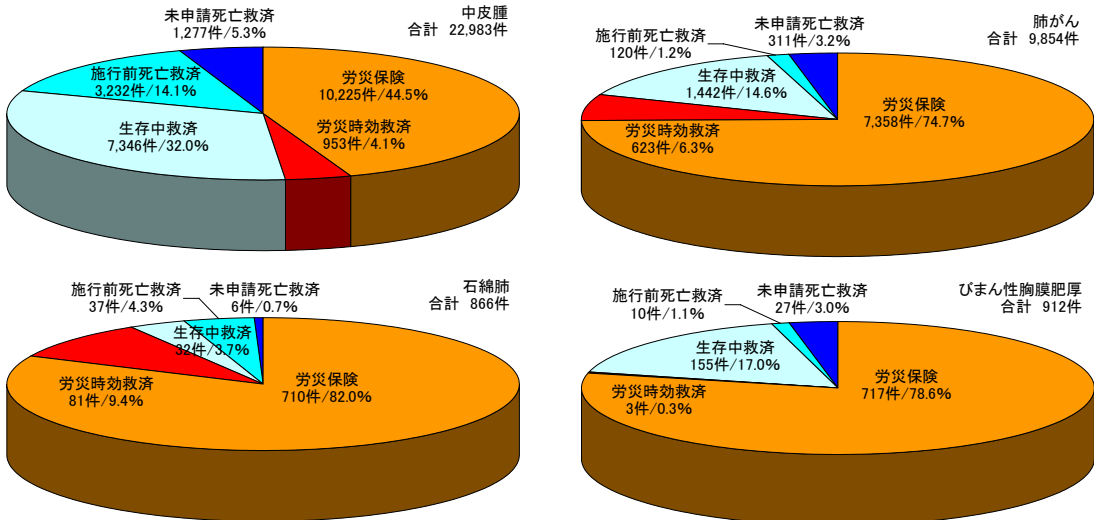


図3-4 疾病別：制度別補償・救済状況(2021年度末までの累計、重複分除く)



後にみるように、環境省救済と労災・時効救済の疾病別の認定率の比較(図9-1~4参照)では、中皮腫については大きな差がないのに、中皮腫以外の疾病については、環境省救済の認定率のほうが著しく低いことが確認できる。認定基準の内容とその運用に問題があるということである。

中皮腫：2020年度減少から挽回

図3-1~4と表7-1~2に、各々の疾病について、制度別の補償・救済状況を示した。

中皮腫(図3-1と表7-1)は、おおむね全疾病(図1-2)と同様の推移を示しており、換言すれば、中皮腫の推移が全体の推移を左右している(累計で全疾病の65.5%を占めている)。ただし、図1-2と比較すれば、労災保険の比率が相対的に低いこともわかる。

図3-1で、救済法が施行された2006年度の大きな峯以外に、2009年度、2012年度、2021年度に三つの小さな山(及び2020年度に小さなへこみ)ができています。前述のとおり、2009年度と2012年度の山は「個別周知事業」の結果であり、2020年度の減少はコロナ禍による環境省救済認定の遅れが原因で、2021年度の山は遅れの挽回対策による環境省救済の大幅増加によるものである。

中皮腫は、労災認定第1号が1978年で、以降クボタ・ショック前~2004年度までの27年間の累計労災認定件数が502件であったものが、2005年度は(事実上クボタ・ショック後の半年間で)502件、2006年度は1年間で1,001件と、1年半で実に4倍に激増した。以降、2007~2018年度は500件台、2019年度641件、2020年度607件、2021年度578件と推移してきている(表7-1)。

労災時効救済は、2006年度に570件で、その後2011年度まで2桁台。2011年度の厚生労働省主導の「個別周知事業」の結果と思われる2012年度の増加の後、件数は少ないものの毎年救済件数があり、2020年度は8件、2021年度も18件あった。

施行前死亡救済は、2006年度に1,538件と制度別でもっとも多かったが、2008年度の環境省主導の「個別周知事業」の結果と思われる2009年度の増加が確認でき、2012年度も増加している。その後減少しているものの毎年救済件数があり、2020年度8件、2021年度は22件もあった(これはコロナ禍の影響挽回対策に加え、2021年度末救済期限切れの周知の影響もあったと思われる)。

生存中救済は、2006年度に627件の後、486~882件の間で変動している。2016~2019年度の間、生存中救済が600件台(2018年度は749件)、未申請死亡救済が100件台を持続していたが、2020年度

表7-1 中皮腫・肺がん：制度別補償・救済状況

年度	中皮腫死亡 (暦年)	中皮腫						肺がん					
		労災 保険	労災時 効救済	生存中 救済	施行前 死亡救済	未申請 死亡救済	合計	労災 保険	労災時 効救済	生存中 救済	施行前 死亡救済	未申請 死亡救済	合計
-94	3,685	83					83	120					120
95-04	7,013	419					419	234					234
2005	911	502					502	213					213
2006	1,050	1,001	570	627	1,538		3,736	783	272	172	52		1,279
2007	1,068	500	46	525	279		1,350	502	49	117	41		709
2008	1,170	559	47	566	458	5	1,635	503	65	142	28	2	740
2009	1,156	536	53	461	619	111	1,780	480	51	113	9	27	680
2010	1,209	499	12	533	66	68	1,178	423	25	96	9	23	576
2011	1,258	543	11	498	64	75	1,191	401	23	92	2	20	538
2012	1,400	522	144	584	308	100	1,658	402	23	98	2	16	541
2013	1,410	529	7	516	32	104	1,188	382	14	111	2	42	551
2014	1,376	529	6	486	11	68	1,100	391	13	101	2	18	525
2015	1,504	539	8	573	9	81	1,210	363	12	105	1	24	505
2016	1,550	540	1	654	13	115	1,323	387	10	103	2	29	531
2017	1,555	564	1	654	10	123	1,352	335	14	115	0	22	486
2018	1,512	534	9	749	12	152	1,456	376	18	138	0	34	566
2019	1,466	641	12	629	9	127	1,418	375	11	133	2	41	562
2020	1,605	607	8	487	8	73	1,183	340	10	75	0	21	446
2021	1,635	578	18	882	22	146	1,646	348	13	189	0	46	596
小計	33,533	10,225	953	9,443	3,458	1,347	25,426	7,358	623	1,904	152	365	10,402
重複				△2,097	△226	△120	△2,443			△462	△32	△54	△548
合計	33,533	10,225	953	7,346	3,232	1,227	22,983	7,358	623	1,442	120	311	9,854
救済率	100%	30.5%	2.8%	21.9%	9.6%	3.7%	68.5%	21.9%	1.9%	4.3%	0.4%	0.9%	29.4%
分担率		44.5%	4.1%	32.0%	14.1%	5.3%	100%	74.7%	6.3%	14.6%	1.2%	3.2%	100%
			48.6%			51.4%			81.0%			19.0%	
死亡年判明2021年以前			9,796	6,083	3,232	1,226	20,337		5,513	981	120	311	6,925
死亡年不明+生存等			1,382	1,263	0	1	2,646		2,468	461	0	0	2,929

「救済率」は、補償・救済合計数の中皮腫死亡合計数(31,898人)に対する比率。「死亡」については、表8・9参照。

はコロナ禍の影響でいずれも大きく減少してしまった(487件と73件)。2021年度には挽回対策の結果大きく増加している(882件と146件)。

結果的に、2021年度末までの補償・救済累計は、環境省救済の重複分を除いて22,983件となっている。環境省救済の重複分は2,443件で、10.6%に相当する。推計を含めた2021年度までの累計中皮腫死亡者数33,533人に対する比率を「救済率」と呼べば、68.5%となる。ちなみに、既出の他の関係制度による累計補償件数449件を加えると、補償・救済累計は23,432件で、「救済率」は69.9%となる。

内訳は図3-4左上のように、労災保険44.5%、労

災時効救済4.1%(労災・時効救済48.6%)、生存中救済32.0%、施行前死亡救済14.1%、未申請死亡救済5.3%(環境省救済51.4%)、となっている。

しかし、中皮腫の80%が職業曝露によるものというのが国際的な科学的コンセンサスであり、職業曝露によるもの以外の中皮腫の救済・補償制度を実施している他の諸国の状況からも妥当と考えられている。したがって、以上のような「分担率」の状況は大いに問題がある。

肺がん：長期的減少に懸念

表7-2 石綿肺・びまん性胸膜肥厚・良性石綿胸水：制度別補償・救済状況

年度	石綿肺						びまん性胸膜肥厚						良性石綿胸水
	労災 保険	労災時 効救済	生存中 救済	施行前 死亡救済	未申請 死亡救済	合計	労災 保険	労災時 効救済	生存中 救済	施行前 死亡救済	未申請 死亡救済	合計	労災保険 =合計
2004							1					1	2
2005							4					4	2
2006		44				44	48	0				48	26
2007		4				4	37	0				37	24
2008		8				8	24	1				25	29
2009		4				4	31	1				32	24
2010		5	5	24	0	34	35	0	9	7	0	51	37
2011	68	5	4	5	0	82	51	0	16	2	0	69	42
2012	75	0	7	6	1	89	39	0	14	1	1	55	45
2013	77	3	3	1	1	85	53	0	9	0	3	65	44
2014	78	0	2	0	0	80	50	1	6	0	1	58	32
2015	64	0	0	0	0	64	47	0	12	1	4	64	20
2016	76	2	4	1	1	84	35	0	20	0	2	57	20
2017	52	0	5	0	2	59	49	0	17	0	1	67	39
2018	60	4	3	1	0	68	53	0	26	0	8	87	34
2019	52	0	1	1	1	55	50	0	20	0	3	73	27
2020	44	2	2	0	0	48	47	0	17	0	3	67	22
2021	64	0	1	0	0	65	63	0	18	0	3	84	22
小計	710	81	39	40	6	876	717	3	186	11	30	947	491
重複			△7	△3	0	△10			△31	△1	△3	△35	
合計	710	81	32	37	6	866	717	3	155	10	27	912	491
分担率	82.0%	9.4%	3.7%	4.3%	0.7%	100%	78.6%	0.3%	17.0%	1.1%	3.0%	100%	100%
		91.3%			8.7%			78.9%			21.1%		

労災保険については、石綿肺の2009年度以前分、びまん性胸膜肥厚と良性石綿胸水の2003年度以前分のデータは入手できていない。びまん性胸膜肥厚と良性石綿胸水が環境省所管救済の対象疾病になったのは2010年度以降であり、良性石綿胸水は対象ではない。

肺がん(図3-2と表7-1)は、労災認定第1号が1973年とされ、以降クボタショック前-2004年度までの32年間の累計労災認定件数が354件であったものが、2005年度は213件、2006年度は783件と、中皮腫同様に激増した。しかし、2007年度502件から2021年度348件へと、長期的に減少傾向がみられるのではないかと懸念される。

2006年度の峰も中皮腫と比較すれば低く、労災時効救済272件、生存中救済172件、施行前死亡救済52件で、合計1,279件だった。

労災時効救済件数は減少しながらも、2013年度以降も10件台を維持している(2021年度も13件)。

生存中救済は、2013年度以降3桁を保ってきた。2020年度はコロナ禍の影響により75件に減少したが、2021年度は189件に盛り返した。施行前救済

は、0件の年も出ている。未申請死亡救済は、変動がみられるものの2009年度以降2桁を保ちつつ増加しているようにみえた。2020年度は21件と減少したが、2021年度は46件に増加した。

全体では、中皮腫のような「個別周知事業」による小さな山もみられない。2018・19年度にやや持ち直し、2020年度は環境省救済の大きな減少によって減少してしまった。2021年度はコロナ禍の影響挽回対策による増加があったので、長期的に減少傾向がみられると断言はできないが、懸念は残る。

2021年度までの補償・救済累計は、環境省救済の重複分を除いて9,854件となった。環境省救済の重複分は548件で、5.6%に相当する。推計を含めた2021年度までの累計中皮腫死亡者数33,533人を補償・救済すべき石綿肺がん死亡者数と仮定

(著しい過少評価であり、本来は10倍以上にすべきであると考えられるが)して、それに対する比率を「救済率」と呼べば、29.4%となる。ちなみに、既出の他の関係制度による累計補償件数294件を加えると、補償・救済累計は10,148件で、「救済率」は30.3%となる。

内訳は図3-4右上のように、労災保険74.7%、労災時効救済6.3%(労災・時効救済計81.0%)、生存中救済14.6%、施行前死亡救済1.2%、未申請死亡救済3.2。(環境省救済計19.0%)、となっている。中皮腫の場合と比較しても、環境省救済が肺がんを救済できていないことが最大の問題であろう。

何よりも「中皮腫と比較しても肺がんの補償・救済が不十分」という認識を持って、認定基準の内容と運用や、医療現場の認識と対応の大幅な改善を含めた抜本的・包括的アプローチが必要である。

良性疾患：石綿関連の認識を反映？

図3-3と表7-2に、石綿肺、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水の決定年度別補償・救済状況を示す。

石綿肺とびまん性胸膜肥厚が環境省救済の対象になったのは2010年度以降であり、良性石綿胸水はいまも対象とされていない。

石綿肺(表7-2)の労災認定件数は、2010年度以前のデータが公表されておらず、2011年度以降は45~78件の範囲で推移している。労災時効救済と施行前死亡救済は、制度創設の年に2桁を記録した後は、1桁または0件。未申請死亡救済も0~2件にとどまっている。全体でも、2011年度以降、48~89件の範囲であり、2021年度までの補償・救済累計は、環境省救済の重複分を除いて866件となった。環境省救済の重複分は10件で、1.2%に相当する。

内訳は図3-4左下のように、労災保険82.0%、労災時効救済9.4%(労災・時効救済計91.3%)、生存中救済3.7%、施行前死亡救済4.3%、未申請死亡救済0.7%(環境省救済計8.7%)、となっている。

びまん性胸膜肥厚(表7-2)の労災認定件数は、2006年度以降増加して24~63件(2021年度)の範囲で推移している。労災時効救済はこれまでに3件しかない。生存中救済は6~26件、施行前死亡救

済は0~7件、未申請死亡救済は0~8件だったが、2021年度は30件。全体では51~87件の範囲で推移しており、2021年度までの補償・救済累計は、環境省救済の重複分を除いて912件となった。環境省救済の重複分は35件で、3.8%に相当する。

内訳は図3-4右下のように、労災保険78.6%、労災時効救済0.3%(労災・時効救済計78.9%)、生存中救済17.0%、施行前死亡救済1.1%、未申請死亡救済3.0%(環境省救済21.1%計)、となっている。

良性石綿胸水(表7-2)は、環境省救済の対象になっておらず、労災時効救済は実績がない。労災保険のみのデータとなるが、2010年度以降では51~87件の範囲で変動している状況で、2021年度までの累計で491件となった。

図3-3は、石綿肺、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水の合計の推移を示しているが、2006年度以降に労災認定件数の飛躍がみられるとともに、2011年度以降にさらなる飛躍がみられる。これに、2006年度以降は労災時効救済、2010年度以降は環境省救済が追加されている状況である。症例が増えたというよりも、アスベスト関連疾患としての認識の一定の高まりを反映したものではないだろうか。

中皮腫救済率66.3%(33.0~91.9%)

次に、「隙間ない救済」の検証である死亡年(年度ではなく暦年)別の補償・救済状況をみよう。図4と表8は、2021年度末時点における中皮腫の死亡年別の補償・救済状況である。この補償・救済件数には、環境省救済の重複分は含まれていない。

前述のとおり、補償・救済の対象(分母)となる死亡者数は、1995年以降は人口動態統計により、1968~1994年以前は推計値。1929年以前のアスベスト輸入量のデータがないために、(その38年後の)1967年以前の死亡者数は推計されていない。

もっとも古い認定事例は、施行前死亡救済の1973年死亡事例である。次が労災時効救済による1974年死亡事例だったが、2019年度の認定事例として、1973年死亡事例が1件現われている。

しかし、1981年までは補償・救済合計で1桁、1994年までは(1桁だった1983年を除き)2桁台で、死亡

図4 中皮腫：死亡年別の補償・救済状況(2021年度末時点)

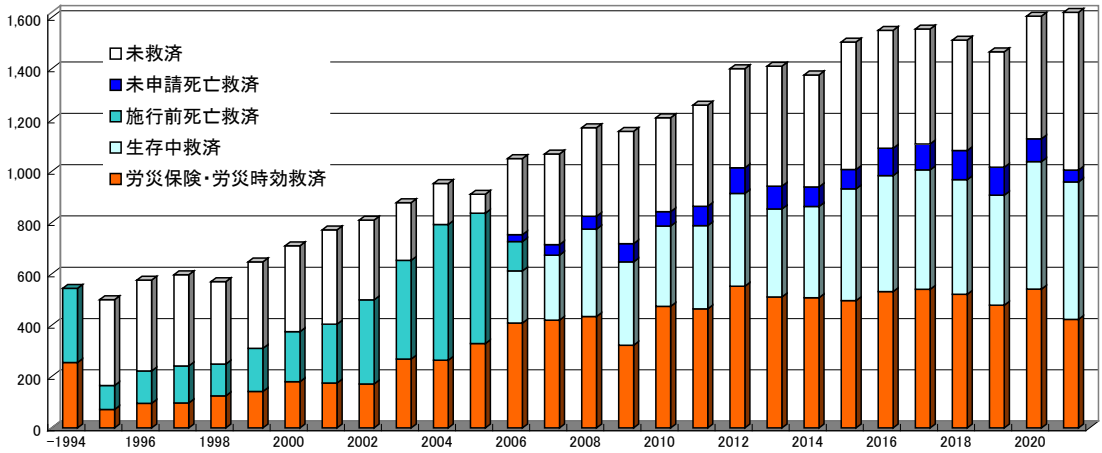


表8 中皮腫の死亡年別の補償・救済状況(2021年度末時点)

死亡年	中皮腫死亡者	労災・時効救済	救済率	環境省救済	救済率	合計	救済率	未救済
1966	67		0.0%		0.0%		0.0%	67
1969	68		0.0%		0.0%		0.0%	68
1970	64		0.0%		0.0%		0.0%	64
1971	95		0.0%		0.0%		0.0%	95
1972	134		0.0%		0.0%		0.0%	134
1973	138	1	0.7%	1	0.7%	2	1.4%	136
1974	168	1	0.6%	2	1.2%	3	1.8%	165
1975	258	1	0.4%		0.0%	1	0.4%	257
1976	176		0.0%	2	1.1%	2	1.1%	174
1977	260		0.0%		0.0%	0	0.0%	260
1978	184	1	0.5%	4	2.2%	5	2.7%	179
1979	62	3	4.8%	1	1.6%	4	6.5%	58
1980	64	3	4.7%	2	3.1%	5	7.8%	59
1981	70	3	4.3%	2	2.9%	5	7.1%	65
1982	79	4	5.1%	9	11.4%	13	16.5%	66
1983	88	3	3.4%	5	5.7%	8	9.1%	80
1984	88	6	6.8%	5	5.7%	11	12.5%	77
1985	111	6	5.4%	5	4.5%	11	9.9%	100
1986	101	9	8.9%	10	9.9%	19	18.8%	82
1987	137	10	7.3%	18	13.1%	28	20.4%	109
1988	149	16	10.7%	28	18.8%	44	29.5%	105
1989	133	10	7.5%	25	18.8%	35	26.3%	98
1990	167	13	7.8%	24	14.4%	37	22.2%	130
1991	163	26	16.0%	30	18.4%	56	34.4%	107
1992	174	39	22.4%	29	16.7%	68	39.1%	106
1993	232	45	19.4%	44	19.0%	89	38.4%	143
1994	256	55	21.5%	43	16.8%	98	38.3%	158
小計	3,685	255	6.9%	289	7.8%	544	14.8%	
1995	500	72	14.4%	93	18.6%	165	33.0%	335
1996	576	96	16.7%	126	21.9%	222	38.5%	354
1997	597	97	16.2%	144	24.1%	241	40.4%	356
1998	570	125	21.9%	124	21.8%	249	43.7%	321
1999	647	142	21.9%	168	26.0%	310	47.9%	337
2000	710	180	25.4%	195	27.5%	375	52.8%	335
2001	772	175	22.7%	229	29.7%	404	52.3%	368
2002	810	171	21.1%	328	40.5%	499	61.6%	311
2003	878	268	30.5%	385	43.8%	653	74.4%	225
2004	953	264	27.7%	529	55.5%	793	83.2%	160
2005	911	329	36.1%	508	55.8%	837	91.9%	74
2006	1,050	409	39.0%	344	32.8%	753	71.7%	297
2007	1,068	420	39.3%	294	27.5%	714	66.9%	354
2008	1,170	434	37.1%	391	33.4%	825	70.5%	345
2009	1,156	322	27.9%	396	34.3%	718	62.1%	438
2010	1,209	474	39.2%	369	30.5%	843	69.7%	366
2011	1,258	464	36.9%	400	31.8%	864	68.7%	394
2012	1,400	552	39.4%	462	33.0%	1,014	72.4%	386
2013	1,410	510	36.2%	432	30.6%	942	66.8%	468
2014	1,376	507	36.8%	432	31.4%	939	68.2%	437
2015	1,504	496	33.0%	511	34.0%	1,007	67.0%	497
2016	1,550	531	34.3%	559	36.1%	1,090	70.3%	460
2017	1,555	540	34.7%	567	36.5%	1,107	71.2%	448
2018	1,512	521	34.5%	560	37.0%	1,081	71.5%	431
2019	1,466	478	32.6%	538	36.7%	1,016	69.3%	450
2020	1,605	541	33.7%	586	36.5%	1,127	70.2%	478
2021	1,635	423	25.9%	582	35.6%	1,005	61.5%	630
小計	29,848	9,541	32.0%	10,252	34.3%	19,793	66.3%	10,055
合計	33,533	9,796	29.2%	10,541	31.4%	20,337	60.6%	13,196
2022		7		0		7		
女性	17.6%	323	3.3%	2,849	27.0%	3,172	15.6%	
男性	71.3%	9,470	96.6%	7,692	73.0%	17,162	84.4%	

者数に対する補償・救済合計件数の比率=救済率は、1994年以前の小計では14.8% (=544/3,685件)にとどまっている。

中皮腫死亡者数が推計ではなく人口動態統計により確認できる1995年以降(今回は2021年度までの27年間)についてみると、死亡者小計29,848件のうち、2021年度末までに労災保険給付・労災時効救済を受けたものが9,541件、生存中救済6,083件、施行前死亡救済2,943件、未申請死亡救済1,226件(環境省救済計10,252件)-合計19,793件で、救済率は18,519/28,213=66.3%という結果になった。

もっとも救済率が高いのは、2005年の91.9%で、最低は1995年の33.0%と、死亡年別の救済率のばらつきは非常に大きい。

死亡者数が推計値である1994年以前も含めた全期間合計(2021年まで)でみると、救済率は60.6%という状況である。検証可能な全期間について救済率の一貫増加を継続できていることを確認できるのは幸いではある。

しかし、死亡年別の救済率が2005年の91.9%をピークに、より最近の死亡年について減少傾向が出はじめていないか、強く懸念されるところである。

いずれにせよ、「隙間ない救済」の実現からは遠いと言わざるを得ない。

2005年死亡について91.9%という達成済みの救済率を具体的目標に掲げて、他の死亡年について実現できていない理由を分析しながら、具体的かつ多面的な対策を講じていくこと。また、死亡年が古い事例の救済は増加しにくくなってきているものの、労災時効救済と死亡後救済(未申請)の役割はなお大きいことを確認して、救済期限切れという事態が生じないようにすることが重要である。

なお、表8の「合計」が表7-1の「死亡年判明2020年以前」欄の数字であり、表7-1において「合計」と「2021年以前死亡」の差を「死亡年不明+生存等」欄に記載している(2022年死亡も含む)。

表8・9の末尾に男女別の比率を示しておく(中皮腫死亡者については1995~2021年合計)。

肺がん救済率22.3%(6.2~33.0%)

肺がんの死亡年別の補償・救済状況は表9のとおりであり、グラフ化したものが図5である。

既述のとおり、救済の対象(分母)となるべき死亡者数は、中皮腫死亡者数と同数と仮定して計算した。

アスベスト輸入量のデータがないために死亡者数を推計していない1967年以前の死亡事例でも認定されているものがあり、もっとも古い認定事例は、労災時効救済の1963年死亡事例で、施行前死亡救済では1974年死亡事例がみられる。

しかし、救済率は、中皮腫の場合と比較しても、悲惨としかいいようのない実績である。

救済率は、1994年以前の小計では(261/3,685=)7.1%である。

1995~2021年の27年間についてみると、死亡者小計29,848件のうち、2021年度末までに労災保険・労災時効救済を受けたものが5,267件、生存中救済981件、施行前死亡救済105件、未申請死亡救済311件(環境省救済計1,397件)-合計6,664件で救済率は6,664/29,848=22.3%という結果になった。

最も救済率の高いのは2006年の33.0%で、最低は1995年の6.2%、2007年以降についてもおおむね減少傾向が見受けられるように思われる。

1994年以前も含めた2021年までの全期間合計でみると、救済率は20.7%という状況である。

肺がん/中皮腫の比率低いまま

以上の状況は、中皮腫と比較しても、肺がんが著しく補償・救済できておらず、各制度間の相対的な比較においては、労災・時効救済のほうがいくらかましに救済できているということを示している。このことを、別のデータからもみてみよう。

図6に、「決定年度別」の中皮腫に対する石綿肺がんの比率を示す(データは表6-1・2参照)。

決定年度別でみると、労災・時効救済では、肺がん補償件数の中皮腫補償件数に対する比率は、全期間の平均では71.4%だが、2007年度以降減少傾向がみられ、2021年度は60.6%となっている。

これに対して、環境省救済では、図6に示された重複分を含めた各年度の比率が、10.3~23.8%の

図5 肺がん: 死亡年別の補償・救済状況(2021年度末時点)

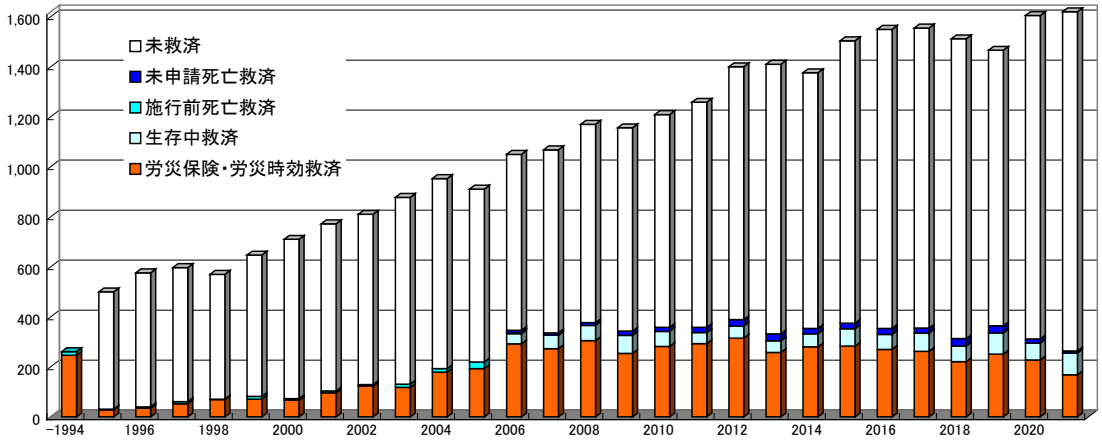
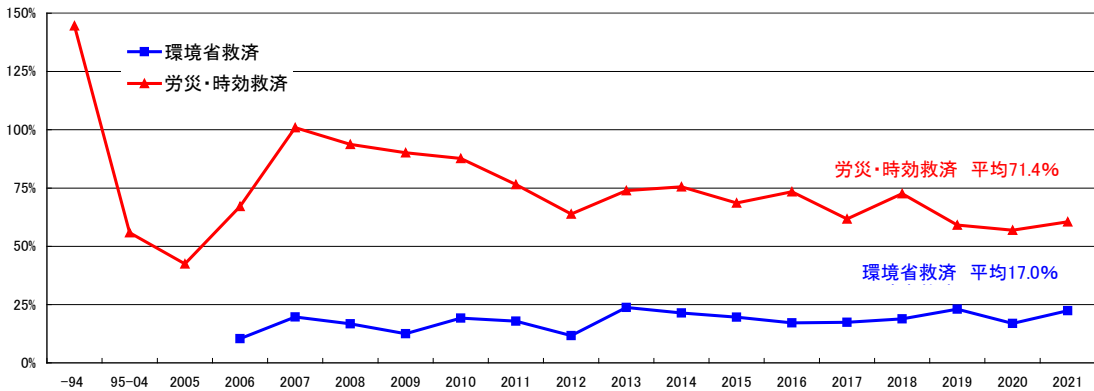


表9 肺がんの死亡年別の補償・救済状況(2021年度末時点)

死亡年	中皮腫死亡者	労災・時効救済	救済率	環境省救済	救済率	合計	救済率	未救済
1995	500	28	5.6%	3	0.6%	31	6.2%	469
1996	576	35	6.1%	5	0.9%	40	6.9%	536
1997	597	53	8.9%	8	1.3%	61	10.2%	536
1998	570	69	12.1%	2	0.4%	71	12.5%	499
1999	647	71	11.0%	11	1.7%	82	12.7%	565
2000	710	67	9.4%	6	0.8%	73	10.3%	637
2001	772	96	12.4%	8	1.0%	104	13.5%	668
2002	810	123	15.2%	6	0.7%	129	15.9%	681
2003	878	118	13.4%	13	1.5%	131	14.9%	747
2004	953	179	18.8%	14	1.5%	193	20.3%	760
2005	911	193	21.2%	26	2.9%	219	24.0%	692
2006	1,050	292	27.8%	54	5.1%	346	33.0%	704
2007	1,068	273	25.6%	63	5.9%	336	31.5%	732
2008	1,170	305	26.1%	72	6.2%	377	32.2%	793
2009	1,156	254	22.0%	89	7.7%	343	29.7%	813
2010	1,209	282	23.3%	76	6.3%	358	29.6%	851
2011	1,258	293	23.3%	65	5.2%	358	28.5%	900
2012	1,400	315	22.5%	74	5.3%	389	27.8%	1,011
2013	1,410	258	18.3%	74	5.2%	332	23.5%	1,078
2014	1,376	280	20.3%	74	5.4%	354	25.7%	1,022
2015	1,504	283	18.8%	92	6.1%	375	24.9%	1,129
2016	1,550	270	17.4%	84	5.4%	354	22.8%	1,196
2017	1,555	262	16.8%	93	6.0%	355	22.8%	1,200
2018	1,512	221	14.6%	92	6.1%	313	20.7%	1,199
2019	1,466	251	17.1%	113	7.7%	364	24.8%	1,102
2020	1,605	228	14.2%	84	5.2%	312	19.4%	1,293
2021	1,635	168	10.3%	96	5.9%	264	16.1%	1,371
小計	29,848	5,267	17.6%	1,397	4.7%	6,664	22.3%	23,184
合計	33,533	5,513	16.4%	1,412	4.2%	6,925	20.7%	26,610
2022		10		0		10		
女性	17.6%	107	1.9%	55	3.9%	162	2.3%	
男性	71.3%	5,416	98.1%	1,357	96.1%	6,773	97.7%	

図6 肺がん：中皮腫の比率の推移(死亡年別)



範囲で推移しており、全期間の平均で17.0% (重複分を除くと21.3%)にとどまっている。

認定率：環境省救済の低さ

認定率についてもみてみよう。図7-1に中皮腫、表7-2に肺がん、図7-3に石綿肺と良性石綿胸水、図7-4にびまん性胸膜肥厚、各々の制度別の認定率を示す。請求件数を分母とすることも可能であるが、より正確に、当該年度における総決定件数に対する補償・救済件数を用いた。具体的には、労災・時効救済では、支給決定件数 / (支給決定件数 + 不支給決定件数)、環境省救済では、認定件数 / (認定件数 + 不認定件数 + 取下げ件数) を計算した。環境省救済については、グラフは重複分を含めたデータ、平均は除いたデータである。

環境省救済の「取下げ」は、「主な理由：労災等支給、医学的資料が整わない」と注記されているが、挙げられた二つの理由はまったく性質の異なるものであり、各々の理由ごとのデータを示すべきである。「労災等支給」が理由であれば結構なことだが、「(求められた)医学的資料が整わない」場合、それでも処分を求めていれば、「不認定」とされたと考えられる。不認定件数を減らす目的であろうが、自主的な「取下げ」を誘導させられ、事実上断念させられている可能性を排除できないため、総決定件数として分母に含めたものである。「労災等支給」を理由した「取下げ」を除外することができ

れば、認定率はその分高くなる。

中皮腫の認定率は、2006～2021年度平均で、労災保険が94.0%でもっとも高く、施行前死亡救済92.3%、生存中救済86.8%、労災時効救済85.8%、未申請死亡救済78.3%と続いている。労災・時効救済93.1%、環境省救済87.2%、全体では89.6%である。

肺がんの認定率は、2006～2021年度平均で、労災保険の84.2%がもっとも高く、未生存中救済61.1%、申請死亡救済58.1%、労災時効救済53.4%、施行前死亡救済21.7%という順で、かなりの差がついている。また、環境省救済では取下げ件数もかなりの比率ある。労災・時効救済80.3%、環境省救済54.5%、全体では71.9%である。

石綿肺の認定率は、2010～2021年度平均で、労災時効救済95.5%でもっとも高く、施行前死亡救済62.5%、生存中救済10.6%、未申請死亡救済5.5%と続く。環境省救済14.7%、全体では17.7%である(労災保険はデータがないので除いている)。

びまん性胸膜肥厚の認定率は、2010～2021年度平均で、労災時効救済100%でもっとも高く(ただし3件のみ)、労災保険が82.5%、施行前死亡救済55.0%、生存中救済35.2%、未申請死亡救済33.3%と続く。労災・時効救済82.6%、環境省救済35.0%、全体では59.7%である。

良性石綿胸水は、2004～2021年度平均で、労災保険が97.4%。労災時効救済は実績がなく、環境省救済の対象にはなっていない。

中皮腫の認定率は、環境省救済も労災・時効救

図7-1 中皮腫の認定率の推移

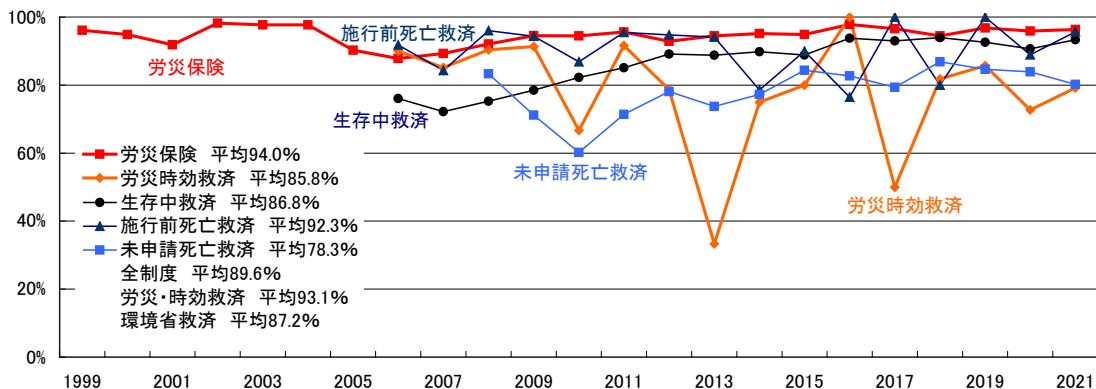
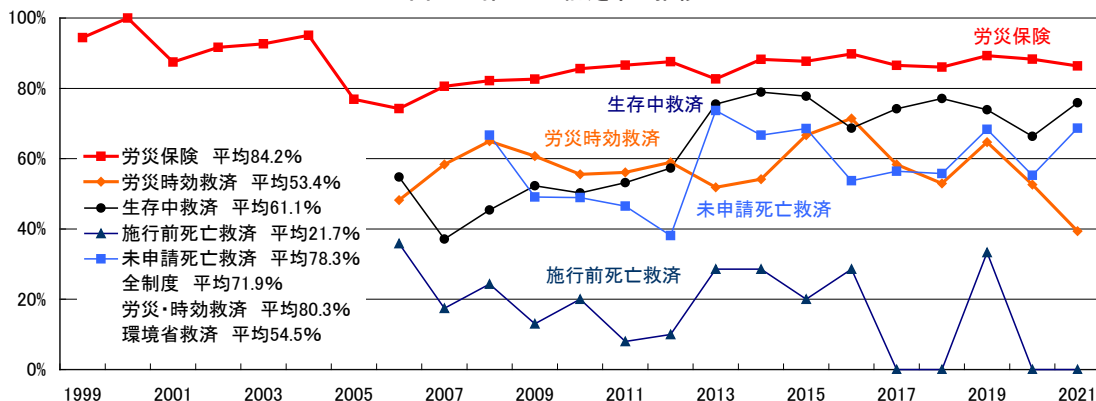


図7-2 肺がんの認定率の推移



済に比較的近いのに対して、他の疾病の認定率では、環境省救済が著しく低いことが明らかである。

労災の環境省救済への紛れ込み

環境再生保全機構の「石綿健康被害救済制度における平成18～令和2年度被認定者に関するばく露状況調査報告書」には、曝露分類別の被認定者の状況が示されており、これは、アンケート回答の内容から、①職業曝露、②家庭内曝露、③施設立入等曝露、の順で優先してひとつに分類し、いずれにも該当しないものを、④環境曝露・不明に分類したと説明されている。2006～2020年度（2021年度ではないことに注意）の（重複分を含む）累計被認定者15,673人のうち、他法令でも認定された2,935人を除いた12,738人が調査対象で、アンケー

トに回答した10,920人についての状況である。

表10のとおり、曝露歴が「職業曝露」に分類されるものが、中皮腫の場合で52.7%にもものぼることが明らかになっている。石綿肺がんの場合では90.8%、石綿肺とびまん性胸膜肥厚も含めた4疾病合計では58.5%である。このなかには労災補償等を受給する資格のあるものが環境省救済に「紛れ込んでいる」ことが強く疑われる。しかし、そのような事例の有無やどれくらいあるのか等が調査されたことはない。

そのような事例は、すでに救済給付を受けていたとしても、労災補償等の請求をすることが可能である。これまで「労災認定等との重複分」と言ってきたのは、まさにそのような事例のことである。この問題を放置しておくことはできないと訴えてきたが、2011年6月の中央環境審議会答申「今後の石綿

特集②/石綿健康被害補償・救済状況の検証

図7-3 石綿肺・良性石綿胸水の認定率の推移

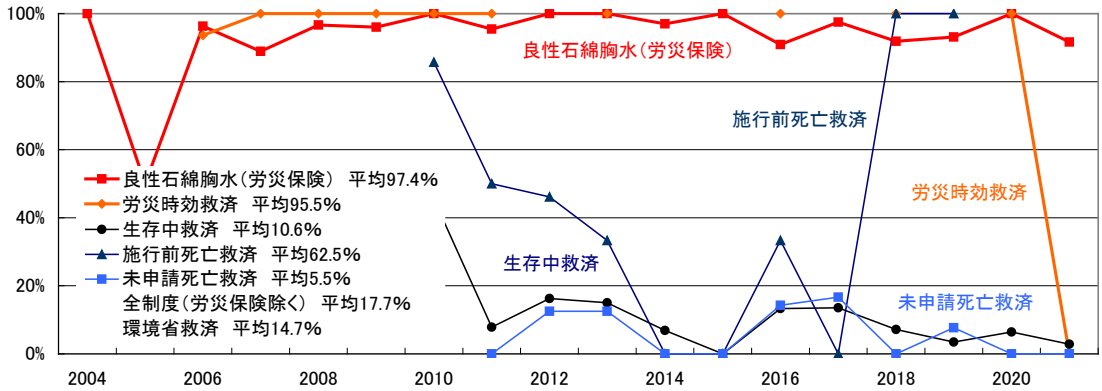
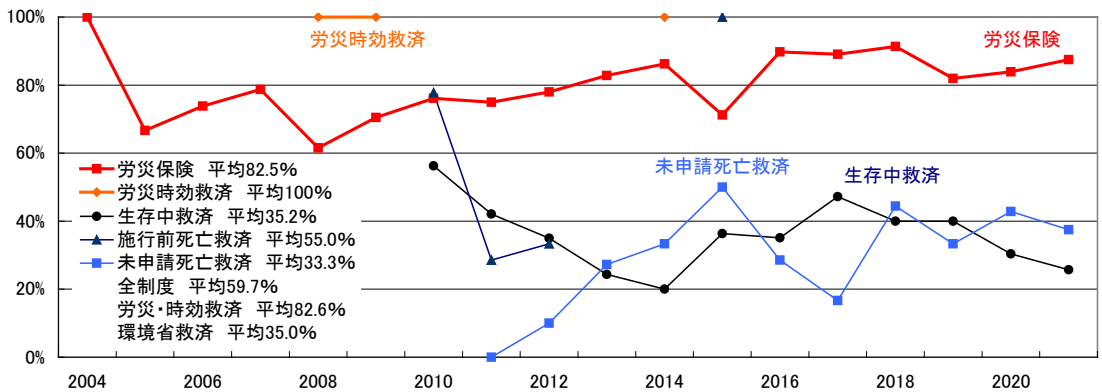


図7-4 びまん性胸膜肥厚の認定率の推移



健康被害救済の在り方について」は、「労災保険制度との連携強化」で、次のように指摘している。

「現在、石綿健康被害救済制度と労災保険制度間では、制度対象者が適切に申請を行えるよう、環境再生保全機構及び労働基準監督署相互の窓口で、両制度のパンフレットを置く等制度の周知に努めている。しかしながら、本来労災保険制度に申請すべき者が、労災保険制度の存在や自分が労災保険制度に申請できることを知らない、あるいは知ってはいるが労災保険窓口への申請を躊躇し、機構の方に申請する事案がまだあることから、作業従事歴のある申請者等については、申請者本人に労災保険制度について説明し申請を促すのみならず、個人情報取扱に留意しつつ、機構から労災保険窓口へ直接連絡することを検討すべきである」。

2012年12月5日に開催された同審議会の第11回石綿健康被害救済小委員会に参考資料として提出された「二次答申の対応状況」では、以下のようになっている。「救済制度の申請時に実施しているアンケート調査をもとに、申請者が作業従事歴を有している可能性がある場合、環境再生保全機構から申請者本人に労災保険制度について説明し、申請を勧奨している。また、制度の円滑な案内に資するよう、厚生労働省、環境再生保全機構で合同のリーフレット、ポスターを作成、配布済み」。請求人の同意が得られたものに限られるが、「機構から労災窓口への直接連絡」が行われている。

表11に、「環境省『石綿の健康リスク調査』関連地域(神奈川県横浜市鶴見区、岐阜県羽島市、大阪府泉南地域等、兵庫県尼崎市、奈良県王寺町及び斑鳩町、福岡県北九州市門司区、佐賀県鳥

表10 環境省救済被認定者に関する曝露状況調査結果：曝露分類別

疾病／性別	中皮腫						肺がん					
	男性		女性		計		男性		女性		計	
職業曝露	4,531	67.9%	264	10.9%	4,795	52.7%	1,211	93.3%	38	49.4%	1,249	90.8%
家庭内曝露	35	0.5%	197	8.1%	232	2.5%	6	0.5%	8	10.4%	14	1.0%
施設立入等曝露	121	1.8%	66	2.7%	187	2.1%	9	0.7%	1	1.3%	10	0.7%
環境曝露・不明	1,990	29.8%	1,901	78.3%	3,891	42.7%	72	5.5%	30	39.0%	102	7.4%
計	6,677	100%	2,428	100%	9,105	100%	1,298	100%	77	100%	1,375	100%
疾病／性別	石綿肺+びまん性胸膜肥厚						四疾病合計					
	男性		女性		計		男性		女性		計	
職業曝露	216	93.9%	7	70.0%	223	92.9%	5,958	72.6%	309	12.3%	6,267	58.5%
家庭内曝露	2	0.9%	0	0.0%	2	0.8%	43	0.5%	205	8.2%	248	2.3%
施設立入等曝露	3	1.3%	0	0.0%	3	1.3%	133	1.6%	67	2.7%	200	1.9%
環境曝露・不明	9	3.9%	3	30.0%	12	5.0%	2,071	25.2%	1,934	76.9%	4,005	37.4%
計	230	100%	10	100%	240	100%	8,205	100%	2,515	100%	10,720	100%
回答者数と一人平均回答数											10,720	1.0

表11 環境省救済被認定者に関する曝露状況調査結果：健康リスク調査関連地域曝露分類別

疾病 性別	中皮腫									肺がん								
	男性			女性			計			男性			女性			計		
	計	環境	%	計	環境	%	計	環境	%	計	環境	%	計	環境	%	計	環境	%
地域	計	環境	%	計	環境	%	計	環境	%	計	環境	%	計	環境	%	計	環境	%
横浜市鶴見区	76	15	19.7%	26	25	96%	102	40	39.2%	17	0	0.0%	2	0	0.0%	19	0	0.0%
羽島市	16	9	56.3%	10	8	80.0%	26	17	65.4%	7	3	42.9%	3	2	66.7%	10	5	50.0%
大阪府泉南地域等	82	24	29.3%	57	37	64.9%	139	61	43.9%	23	5	21.7%	5	0	0.0%	28	5	17.9%
尼崎市	517	304	58.8%	343	304	88.6%	860	608	70.7%	57	18	31.6%	17	10	58.8%	74	28	37.8%
王子町・斑鳩町	23	15	65.2%	23	20	87.0%	46	35	76.1%	9	3	33.3%	4	3	75.0%	13	6	46.2%
北九州市門司区	20	4	20.0%	9	5	55.6%	29	9	31.0%	8	2	25.0%	2	1	50.0%	10	3	30.0%
鳥栖市	7	3	42.9%	6	3	50.0%	13	6	46.2%	0	0		0	0		0	0	
計	741	374	50.5%	474	402	84.8%	1,215	776	63.9%	121	31	25.6%	33	16	48.5%	154	47	30.5%
その他地域計	5,936	1,616	27.2%	1,954	1,499	76.7%	7,890	3,115	39.5%	1,177	41	3.5%	44	14	31.8%	1,221	55	4.5%
疾病 性別	石綿肺+びまん性胸膜肥厚									四疾病合計								
	男性			女性			計			男性			女性			計		
地域	計	環境	%	計	環境	%	計	環境	%	計	環境	%	計	環境	%	計	環境	%
横浜市鶴見区	4	0	0.0%	0	0		4	0	0.0%	97	15	15.5%	28	25	89.3%	125	40	32.0%
羽島市	1	0	0.0%	0	0		1	0	0.0%	24	12	50.0%	13	10	76.9%	37	22	59.5%
大阪府泉南地域等	8	0	0.0%	2	0	0.0%	10	0	0.0%	113	29	25.7%	64	37	57.8%	177	66	37.3%
尼崎市	7	1	14.3%	1	0	0.0%	8	1	12.5%	581	323	55.6%	361	314	87.0%	942	637	67.6%
王子町・斑鳩町	1	1	100%	0	0		1	1	100%	33	19	57.6%	27	23	85.2%	60	42	70.0%
北九州市門司区	0	0		0	0		0	0		28	6	21.4%	11	6	54.5%	39	12	30.8%
鳥栖市	1	0	0.0%	0	0		1	0	0.0%	8	3	37.5%	6	3	50.0%	14	6	42.9%
計	22	2	9.1%	3	0	0.0%	25	2	8.0%	884	407	46.0%	510	418	82.0%	1,394	825	59.2%
その他地域計	180	9	5.0%	9	3	33.3%	189	12	6.3%	7,293	1,666	22.8%	2,007	1,516	75.5%	9,300	3,182	34.2%
合計															10,694	4,007	37.5%	

栖市)」における曝露分類別状況を示している。

都道府県格差

「救済率」を都道府県別についてもみておこう。分子については、都道府県別の死亡年別の補償・救済件数が公表されていないため、労災補償件数は都道府県別データが入手可能な2003～

表12-1 中皮腫：都道府県別の「救済率」

順位	都道府県	死亡者数	補償・救済合計	「救済率」	肺がん/中皮腫	労災等
1	東京	2,476	2,257	91.2%	57.6%	52.8%
2	兵庫	2,604	2,294	88.1%	34.0%	46.1%
3	大阪	2,946	2,581	87.6%	30.8%	49.0%
4	愛知	1,427	1,212	84.9%	29.8%	48.8%
5	香川	266	213	80.1%	72.8%	52.6%
	全国	29,848	22,6694	76.0%	42.3%	48.0%
43	三重	304	180	59.2%	58.3%	41.7%
44	熊本	342	195	57.0%	46.2%	38.5%
45	鹿児島	375	103	56.0%	15.7%	34.3%
46	岩手	214	117	54.7%	21.4%	25.6%
47	沖縄	201	103	51.2%	49.5%	32.0%

表12-2 石綿肺がん：都道府県別の「救済率」

順位	都道府県	死亡者数	補償・救済合計	「救済率」	肺がん/中皮腫	労災等
1	岡山	587	426	72.6%	91.0%	90.1%
2	香川	266	155	58.3%	72.8%	83.9%
3	長崎	586	323	55.1%	72.6%	86.7%
4	東京	2,476	1,300	52.5%	57.6%	87.6%
5	山口	495	230	46.5%	59.4%	83.9%
	全国	29,848	9,594	32.1%	42.3%	80.5%
43	岩手	214	25	11.7%	21.4%	68.0%
44	宮崎	190	21	11.1%	16.5%	76.2%
45	鳥取	112	12	10.7%	15.8%	75.0%
46	鹿児島	375	33	8.8%	15.7%	51.5%
47	山梨	148	13	8.8%	12.4%	76.9%

2021年度の労災保険認定件数、2006～2021年度の労災時効救済、生存中救済、施行前死亡救済、及び、2008～2021年度の未申請死亡救済件数の合計を用いた。環境省所管救済では、各年度の「労災等認定との重複分」も含めた認定件数を合算したうえで、当該期間の累計の重複件数を減じて、「機構のみ認定」件数を求めている。

1995～2002年度の労災保険認定件数については、都道府県別データが入手できないため含まれていない分過少評価になるが、その数は全国合計で、中皮腫206件、石綿肺がん138件である。一方で、時効救済・施行前死亡救済には、1995～2002年死亡事例も多数含まれているため、都道府県別データが入手可能な1995～2021年（暦年）の中皮腫死亡者数すべてを分母とすることが適当であると判断した。

したがって、1995～2021年の中皮腫死亡者数に対する、2003～2021年度に各制度から補償・救済を受けた者の割合として「救済率」を示したものである（表12-1・2及び表18-1～3）。中皮腫・石綿肺がんについて、全国平均とベスト5及びワースト5の都道府県の状況は、表12-1・2のとおりである。

中皮腫の「救済率」は、全国平均は76.0%であるが、最高の東京都91.2%から最低の沖縄県51.2%まで、1.8倍のばらつきがみられる。

石綿肺がんの「救済率」は、全国平均は32.1%であるが、最高の岡山県72.6%から最低の山梨県8.8%までの、中皮腫の場合よりもさらに大きな8.3倍ものばらつきがみられる。

この格差は、あまりにも大きすぎるだろう。これは、アスベスト被害とその補償・救済制度に対する周知・認識や、地方自治体をはじめとした関係者の取り組みのレベル等のばらつきを反映しているものと考えられるが、いまのうちに実効性のある対策を講じておかないと、自治体別格差がますます拡大していくことが懸念される。

なお、表12-1・2の「労災等」欄に示したのは、補償・救済合計に対する労災・時効救済の割合である。これもかなりのばらつきがみられる。

業種別では建設業が約半数

労災保険と労災時効救済の合計に係る業種別内訳として、表13に、2021年度分及び2007～2021年度累計の詳細な業種別の石綿関連疾患支給決定状況、また、表14-1に、建設業、製造業、その他の3分類で2006～2021年度の累計支給決定状況を示す（2006年度分については6つの業種別データしか示されていないため、表13では除いている）。表14-1の脚注に記したように、支給決定件数が判明しているのに業種別内訳が示されていない部分、支給決定件数そのものが公表されていない部分があることに留意されたい。

表14-1によれば、2006～2021年度の累計19,398件のうち、建設業が9,938件で51.2%、製造業が7,708件で39.7%、その他が1,752件で9.0%である。

表には示していないが、年度ごとの業種別内訳をみると、建設業が2007年度の47.2%から2021年

表13 業種別の石綿関連疾患支給決定状況(労災保険+労災時効救済)

	2021年度						2007～2021年度累計					
	中皮腫	肺がん	石綿肺	良性石綿胸水	びまん性胸膜肥厚	合計	中皮腫	肺がん	石綿肺	良性石綿胸水	びまん性胸膜肥厚	合計
建設業	363	222	41	11	43	680	4,446	3,411	410	197	369	8,910
舗装工事業	1					1	3	1	0	0	1	4
建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	278	165	24	7	31	505	3,264	2,474	293	145	268	6,515
既設建築物設備工事業	56	38	13	2	10	119	785	660	94	33	73	1,644
機械装置の組立て又は据付けの事業	6	4	2		2	14	117	115	7	8	11	252
水力発電施設、ずい道等新設事業						0	18	0	1	0	0	19
鉄道又は軌道新設事業						0	18	1	0	0	0	21
その他の建設事業	22	15	2	2		41	241	160	15	11	16	455
鉱業	1	0	0		0	1	17	7	1	0	0	20
金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業						0	9	3	1	0	0	12
原油又は天然ガス鉱業						0	2	1	0	0	0	1
採石業	1					1	5	2	0	0	0	5
その他の鉱業						0	1	1	0	0	0	2
製造業	185	112	18	8	16	339	3,300	2,427	278	200	208	6,411
食料品製造業	1		1		1	3	14	13	5	0	3	34
繊維工業又は繊維製品製造業	4	4		1	2	11	101	110	20	9	7	239
木材又は木製品製造業	1	2	2			5	81	31	5	3	0	120
パルプ又は紙製造業	3	1	1			5	37	25	1	1	0	66
印刷又は製本業						0	3	1	0	0	0	4
化学工業	11	13	1	1	1	27	235	246	18	23	22	547
ガラス又はセメント製造業	7	4	1			12	73	62	8	3	3	154
コンクリート製造業	2	3				5	37	49	4	5	3	95
陶磁器製品製造業	2					2	16	6	0	0	1	22
その他の窯業又は土石製品製造業	9	11	5		3	28	225	307	96	23	40	697
金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	14	7			2	23	172	116	3	11	9	315
非鉄金属精錬業	2	2	1			5	21	36	2	2	0	58
金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	4					4	33	19	0	1	5	62
鋳物業	3	1		1		5	32	34	1	3	0	71
金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。)	21	8				29	264	127	13	8	8	427
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めっき業を除く。)						0	1	1	0	0	0	2
めっき業						0	3	4	0	0	0	7
機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学器械、時計等製造業を除く。)	15	9	1			25	359	168	15	14	8	559
電気機械器具製造業	4	3	1		2	10	130	52	6	3	9	201
輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	34	11	2			47	465	149	28	13	13	661
船舶製造又は修理業	45	31		3	5	84	898	797	43	68	72	1,871
計量器、光学器械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)						0	8	5	0	0	0	13
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業						0	2	0	0	0	0	2
その他の製造業	3	2	2	2		9	90	69	10	10	5	184
運輸業	12	5	1	1	1	20	188	167	10	14	18	396
交通運輸事業	2					2	22	10	0	0	1	31
貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	6	4	1		1	12	102	60	6	6	10	184
港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	1			1		2	15	33	2	4	3	56
港湾荷役業	3	1				4	49	64	2	4	4	125
電気、ガス、水道又は熱供給の事業		4	1	1	0	6	52	47	3	3	3	108
その他の事業	34	18	3	1	3	59	597	300	41	21	32	995
農業又は海面漁業以外の漁業						0	4	0	0	0	0	4
清掃、火葬又は畜の事業		1				1	23	18	0	1	1	42
ビルメンテナンス業	2		1		1	4	33	16	1	3	3	59
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業						0	9	6	0	0	1	15
通信業、放送業、新聞業又は出版業						0	5	2	0	0	1	8
卸売業、小売業、飲食店又は宿泊業	12	6	1	1	1	21	219	63	11	7	11	306
金融業、保険業又は不動産業						0	16	5	0	2	0	23
その他の各種事業	20	11	1		1	33	288	190	29	8	15	538
船舶所有者の事業	1					1	3	0	0	2	0	6
合計	596	361	64	22	63	1,106	8,603	6,359	743	437	630	16,846

特集②/石綿健康被害補償・救済状況の検証

表14-1 業種別の石綿関連疾患支給決定状況(労災保険+労災時効救済) 2006～2021年度累計

	中皮腫		肺がん		石綿肺		良性石綿胸水		びまん性胸膜肥厚		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
建設業	5,125	50.4%	3,837	51.8%	410	55.2%	197	45.1%	369	58.6%	9,938	51.2%
製造業	4,048	39.8%	2,974	40.1%	278	37.4%	200	45.8%	208	33.0%	7,708	39.7%
その他	1,001	9.8%	603	8.1%	55	7.4%	40	9.2%	53	8.4%	1,752	9.0%
計	10,174	100%	7,414	100%	743	100%	437	100%	630	100%	19,398	100%

判明している支給決定件数のうち、2006年度と2007年度分の中皮腫・肺がん以外の183件に係る業種別件数は公表されておらず、ここに含まれていない。また、判明している2005年度以前分の石綿関連疾患労災保険支給決定件数が1,580件あるが、この業種別内訳も公表されていないので、含まれていない。判明している2021年度までの支給決定件数総累計は、上記計19,398件に183+1,580=1,762件を足した21,161件である。

表14-2 環境省所管救済被認定者に関する曝露状況調査結果:産業別 2006～2020年度累計

疾病/性別	中皮腫						肺がん						
	男性		女性		計		男性		女性		計		
建設業	2,553	22.7%	216	5.8%	2,769	18.5%	891	40.2%	10	8.7%	901	38.7%	
製造業	3,911	34.8%	1,421	37.9%	5,332	35.6%	715	32.3%	58	50.4%	773	33.2%	
その他	4,764	42.4%	2,110	56.3%	6,874	45.9%	609	27.5%	47	40.9%	656	28.2%	
計	11,228	100%	3,747	100%	14,975	100%	2,215	100%	115	100%	2,330	100%	
疾病/性別	石綿肺+びまん性胸膜肥厚						四疾病合計						
	男性		女性		計		男性		女性		計		
建設業	175	39.4%	1	5.6%	176	38.1%	3,619	26.1%	227	5.9%	3,846	21.6%	41.2%
製造業	149	33.6%	10	55.6%	159	34.4%	4,775	34.4%	1,489	38.4%	6,264	35.3%	67.1%
その他	120	27.0%	7	38.9%	127	27.5%	5,493	39.6%	2,164	55.8%	7,657	43.1%	82.1%
計	444	100%	18	100%	462	100%	13,887	100%	3,880	100%	17,767	100%	190.4%
回答者数と一人平均回答数										9,332	1.9	100%	

表14-3 補償・救済件数に元建設業従事者の占める割合に関する試算 2006～2021年度累計

	労災保険・労災時効救済		環境省所管救済		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
建設業	9,938	51.2%	5,747	41.2%	15,685	47.0%
計	19,398	100%	13,945	100%	33,343	100%

労災保険・労災時効救済については厚生労働省公表の業種別の支給決定状況により、環境省所管救済については環境再生保全機構の「石綿健康被害救済制度における平成18～令和元年度認定者に関するばく露調査報告書」による「40.8%」という割合を2006～2020年度の累計認定者数12,821に適用した。

度の61.5%へと増加し続けていることが顕著で、製造業は2007年度の42.7%から2021年度38.1%へ、その他は10.1%から9.1%へとという状況である。

他方、環境再生保全機構の「石綿健康被害救済制度における平成18～令和2年度被認定者に関するばく露状況調査報告書」に、産業分類別状況も示されている。申請または死亡前の10年以前に所属した事業所(企業)を回答しており、複数回答可で、他法令でも認定された重複分を含む2006～2020年度累計被認定者15,673人のうち、回答者数9,332人、回答数17,767であった(1人平均1.9回答)。詳しい産業分類別で示されているが、表14-2に、建設業、製造業、その他の3分類で示した。

建設業が累計3,846で、回答数17,767に対する

割合は21.6%である。しかし、建設業に従事していたことのある場合、その期間中にアスベストに曝露した蓋然性が他の産業に比べて高いと考えてよいと思われる。したがって、回答者数9,332人に対する割合を計算すれば、41.2%となる。

2006～2021年度の重複分を除く環境省所管救済被認定者累計13,945人の41.2%は5,747人になる。これに前述の労災保険・労災時効救済を合わせると、2006～2021年度の補償・救済総累計認定者33,343人のうち15,685人(47.0%)が建設業従事経験ありという推計結果になった(表14-3)。

なお、「ばく露状況調査報告書」は、「建設業における特定の職歴がある者」についての状況も示しているため、参考にしていただきたい。

表15 建設アスベスト給付金審査結果

	審査 件数	認定相当								不認定 相当	保留	無効
		中皮腫	肺がん	びまん性 胸膜肥厚	石綿肺	良性石 綿胸水	合計	内短期 曝露	内喫煙 肺がん			
2022/2/25	86	58	19	2	7	0	86	10	18	0	0	0
2022/3/28	122	63	42	7	7	2	121	13	41	0	1	0
2022/4/25	123	63	50	4	5	1	123	20	48	0	0	0
2022/6/22	256	130	98	11	11	4	254	25	92	0	0	2
2022/7/13	263	125	107	11	17	3	263	31	101	0	0	0
2022/8/31	326	172	113	16	21	3	325	38	106	0	0	1
2022/9/22	336	165	131	9	18	6	329	43	121	0	4	3
2022/10/18	340	176	118	18	16	9	337	29	111	0	2	1
2022/11/24	345	173	124	16	26	5	344	40	119	0	0	1
2022/12/20	346	193	117	8	20	4	342	40	107	2	0	2
合計	2,543	1,318	919	102	148	37	2,524	289	864	2	7	10

建設アスベスト訴訟に対する最高裁の判断を踏まえて「建設アスベスト被害給付金」制度が設立され、運用がはじまっている。表15にこれまで～2022年～の認定実績を示した。

「隙間ない/迅速な救済」実現いまだ

「迅速な救済」に関しては、環境再生保全機構が公表しているデータ(表16)しかないが、「迅速な救済」が実現できているとは言えない。厚生労働省は速やかに情報を公表すべきである。

「隙間ない救済」も「迅速な救済」もいまだ実現されているというにはほど遠いと言わざるを得ない。うえに、給付水準・内容の格差をはじめ、他にも様々な課題が山積みという状況が続いている。

あらためて「隙間ない/迅速な救済」目標の再確認と実現に向けた実効性のある諸施策の確立が求められていることを強調しておきたい。

補償・救済給付の著しい「格差」

労災保険では、療養補償給付によって自己負担なく治療が受けられ、また、療養のために労働することができず賃金が受けられなければ、特別支給金と合わせて平均賃金の80%の休業補償給付が、必要な期間だけ支給される。さらに、死亡した場合には、遺族に対して遺族補償給付も支給される。

データは公表されていないが、平均で、1年と少しの休業で休業補償給付は300万円を超えるだろう。

療養者が当該業務上疾病により死亡したときには、死亡の当時生計を同じくしていた遺族がいる場合には遺族の人数等に応じて平均賃金の175～245日分の遺族補償年金等、または、生計を同じくしていた遺族がいない場合には1,000日分の遺族補償一時金等が支給される。

労災時効救済(特別遺族給付金)では、遺族の人数等に応じて240～330万円の特別遺族年金、または、年金受給権者がいない場合には1,200万円の特別遺族一時金が支給される。

労災保険給付も、若年時にアスベストに曝露した場合や特別加入者等で非常に低額になっている場合があるなど、改善の課題があるが、もっとも重要な問題は、環境省救済給付の「格差」である。

環境再生保全機構が毎年公表している「石綿健康被害救済制度運用に係る統計資料」は、「救済給付支給状況」に関するデータも含まれている。最新の令和2年版を使って、2006～2021年度の救済給付の支給実績について検討した(表17)。

具体的には、救済給付の種類-医療費(A)、療養手当(B)、葬祭料(C)、特別遺族給付金・特別葬祭料(D)、救済給付金(E)-別の件数と金額が、年度別に示されている。このうち、C、D、Eについては、件数を受給者数と考えてよいだろう。この数字には、労災認定等との重複分も含まれている。

表16 環境省救済認定等の処理期間の状況

生存中救済の申請についての処理期間の状況

	2006年度		2021年度(括弧内は前年度実績)	
	申請から認定等決定までの平均処理日数	申請から医学的判定申出までの平均日数	申請から認定等決定までの平均処理日数	申請から医学的判定申出までの平均日数
1回の医学的判定	173	123	84	177 (210)
追加資料が必要とされたもの		246	86	136(181) 274(269)
				42 (51)

施行前死亡救済の申請についての処理期間の状況

	2006年度		2021年度(括弧内は前年度実績)	
	申請から認定等決定までの平均処理日数	申請から医学的判定申出までの平均日数	申請から認定等決定までの平均処理日数	申請から医学的判定申出までの平均日数
1回の医学的判定	257	231	216 (279)	166(192) 291(366)
追加資料が必要とされたもの		325	191	
医学的判定を経ないで機構で認定したもの	146	-	30 (62)	-

未申請死亡救済の申請についての処理期間の状況

	2009年度		2021年度(括弧内は前年度実績)	
	申請から認定等決定までの平均処理日数	申請から医学的判定申出までの平均日数	申請から認定等決定までの平均処理日数	申請から医学的判定申出までの平均日数
1回の医学的判定	186	124	204 (222)	145(187) 304(274)
追加資料が必要とされたもの		239	72	
				52 (67)

注1) 医学的判定とは、審査分科会等を経て判定小委員会で審議したものである。

注2) 取下げについては、処理日数の計算には含まれていない。

注3) 条件付不認定を受けた者から新たな資料の提出があり、審査の再開により認定等を行ったものは、平均処理日数の計算には含まれていない。

注4) 新資料の提出による再審査、及び原処分取消後の処分は除く。

死亡後救済で支給されるのは、特別遺族給付金・特別葬祭料(D=299.9万円)だけである。

特別遺族給付金・特別葬祭料(D)の累計支給実績は、5,336件、159.4億円とされ、1件当たり平均支給額を計算すると299.6万円である。299.9万円よりも少ないのは、特別葬祭料を受給しなかった事例があるのかもしれない。一方、施行前死亡救済3,661件と未申請死亡救済1,748件の合計は5,409件なので、5,409-5,336=75件は、理由はわからないが、救済給付を受給しなかったものと思われる。仮に、159.9億円が死亡後救済事例5,409件(累計16,981件の31.9%-①)に対して支給されたものとして、1件当たり平均支給額を計算すると合計295.5万円となる。

生存中救済では、医療費(A)、療養手当(B)、葬祭料(C)、救済給付調整金(F)が支給される可能性がある。救済給付調整金は、療養者が死亡し、支給された医療費及び療養手当の合計額が特別

遺族弔慰金の額(すなわち280万円)に満たない場合に、特別遺族弔慰金の額から当該合計額を控除した額が支給されるものである。すなわち、救済給付調整金が支給された場合には、A+B+Eを合わせて280万円が支給され、C(19.9万円)も支給されれば、合計299.9万円になるということである。

救済給付調整金(E)の支給実績は、4,433件、70.7億円とされている。1件当たり平均支給額を計算すると159.4万円である。この4,433件は、A+B+Eを合わせて280万円受給しているはずである。逆算して、 $(280-159.4=120.6万円) \times 4,433=53.5億円$ が、救済給付調整金支給事例に対して支給された医療費(A)と療養手当(B)の合計金額と推計できる。さらに、全事例に葬祭料(C)も支給されたとすれば、その合計金額は、 $19.9万円 \times 4,433=8.8億円$ 。救済給付調整金支給事例4,433件(累計16,981件の26.1%-②)に対する合計支給金額は、70.7億円(E)+53.5億円(A+B)+8.8億円(C)=133.0億円と

表17 環境省救済給付支給実績の試算(2006～2021年度累計)

	合計支給額			医療費+療養手当(A+B)			葬祭料(C)			救済給付調整金(E)		
	認定者数	金額(億円)	平均額(万円)	認定者数	金額(億円)	平均額(万円)	受給者数	金額(億円)	平均額(万円)	受給者数	金額(億円)	平均額(万円)
生存中救済	11,572	430.0	371.6	7,982	345.0	432.2	7,216	14.4	19.9	4,433	70.7	159.4
調整金支給者	4,433	132.9	299.9	4,433	53.5	120.6	4,433	8.8	19.9	4,433	70.7	159.4
それ以外(死亡)	3,549	297.0	416.1	3,549	291.5	408.3	2,783	5.5	19.9	特別遺族弔慰金・特別葬祭料(D)		
それ以外(生存)	3,590			3,590			2,783					
死亡後救済	5,409	159.9	295.5				受給者数	金額(億円)	平均額(万円)			
施行前死亡救済	3,661	159.9	295.5				5,336	159.9	299.6			
未申請死亡救済	1,748											
合計	16,981	589.8	347.3									

推計され、1件当たり平均支給額は当然合計300.0万円である。

他方、医療費(A)の支給実績は70.1億円、療養手当(B)は274.9億円、A+Bで345.0億円とされているので、救済給付調整金支給事例に支給した53.5億円を差し引いた残額は291.5億円。この金額が、生存中救済11,572件から救済給付調整金支給事例4,433件を差し引いた7,139件(累計16,981件の42.0%-③)に対して支給されたものと推計することができる。1件当たり平均支給額を計算すると合計416.1万円となる。

「統計資料」の「療養者に係る死亡年別・認定疾病別・性別認定状況」から、生存中救済のうち、2021年度末時点までに死亡したものが累計8,725人であったことがわかる。救済給付調整金支給事例4,433件は「死亡事例」であるので、7,982-4,433=3,549件(累計16,981件の20.9%-③A)が、救済給付調整金支給対象以外の「死亡事例」となり、また、両者を生存中救済累計11,572件から差し引いた3,590件(累計16,981件の21.1%-③B)が「生存事例」ということになる。

葬祭料(C)の支給実績は、7,216件、14.4億円とされているので、救済給付調整金支給事例に支給されたものと仮定した4,433件(推計)、8.8億円を差し引くと、7,216-4,433=2,783件に14.4-8.8=5.5億円が支給されたことになる。1件当たり平均支給額は19.9万円である。生存中救済で救済給付調整金支給対象以外の「死亡事例」3,549件のうち、葬祭料が支給されたのは2,783件のみで、3,549-2,783=

766件には支給されなかったということになる。

③に支給された金額の内訳についてそれ以上の分析はできないので、医療費+療養手当(A+B)408.3億円と葬祭料(C)5.5億円を合わせた418.3億円を3,549+2,783=6,332件で単純に割ると、1件当たり平均支給額は合計660.6万円という計算になる。

①と②を合わせた58.0%が総額で300万円弱しか支給されず、残る③48.2.0%に対する総支給額が単純平均で合計416.1万円という結果である。

以上を要約して示したのが表17で、ゴチック体の部分が「統計資料」に記載されている件数と金額、その他は推計結果ということである。

労災・時効救済との「格差」を埋めることは、すべての被害者・家族の切実な要望である。

認定事業場データベース

なお、厚生労働省は例年どおり2022年12月14日に、「令和3年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場」も公表した。今回は、966事業場(うち新規公表715事業場)が対象となり、下記データベースの確認によると、クボタショック以降、合計13,363事業場(被建設業・船員4,947事業場、建設業8,416事業場)が公表されている。

全国安全センターでは、これらのデータを事業場名、作業内容、所在地などのキーワードで検索できるデータベースにして提供してきた。今回公表の最新データも含めてデータベースを更新しているので、活用していただきたい。

<https://joshrc.net/archives/13687>



特集②/石綿健康被害補償・救済状況の検証

表18-1 都道府県別補償・救済状況(2021年度)(労災等重複含む)

	制度別補償・救済状況					疾病別補償・救済状況					合計	順位	中皮腫 死亡者	順位	
	労災 保険	労災時 効救済	生存中 救済	施行前 死亡救済	未申請 死亡救済	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	良性石 綿胸水					
北海道	90	1	50		4	101	31	7	4	2	145	5	106	5	
青森	7		9		1	10	5	2			17	36	14	31	
岩手	8	1	7		2	13	3	1	1		18	33	16	28	
宮城	18		16	3	5	26	14			2	42	14	24	21	
秋田	4		7		3	8	5		1		14	39	9	40	
山形	2		10		1	8	5				13	41	8	42	
福島	11		8	1	6	16	7		3		26	23	20	25	
茨城	17		22		1	25	9		6		40	15	27	16	
栃木	13		14		1	16	8	4			28	19	13	32	
群馬	4		16		2	18	4				22	27	21	24	
埼玉	35		57	1	11	64	34	2	4		104	7	83	7	
千葉	29		49	1	7	58	26	1	1		86	9	58	8	
東京	171	5	87	1	16	176	64	20	19	1	280	1	135	2	
神奈川	80	1	89	3	17	122	54	5	6	3	190	4	119	4	
新潟	13		8		2	15	8				23	25	28	15	
富山	11		5		1	10	5		1	1	17	37	16	29	
石川	9		10		1	14	3		3		20	29	11	37	
福井	8	1	11			11	6	1	2		20	30	4	46	
山梨	4	1	7		2	13	1				14	40	12	36	
長野	6	1	20		1	19	7	1	1		28	20	30	12	
岐阜	11	3	25		1	35	5				40	16	27	17	
静岡	28		31	1	8	53	10	2	3		68	11	38	11	
愛知	45	3	52	1	7	80	23	1	4		108	6	98	6	
三重	10		5		3	11	4	1	1	1	18	34	11	38	
滋賀	11		14	1	2	21	5	2			28	21	17	27	
京都	22		22		7	31	17		2	1	51	13	26	19	
大阪	83	3	118	4	24	176	49		5	2	232	2	144	1	
兵庫	65	4	103	1	22	146	45		2	2	195	3	135	3	
奈良	12		14		2	20	2	4	1	1	28	22	20	26	
和歌山	8		9		2	13	3	2		1	19	31	11	39	
鳥取	6	1	2			6	2	1			9	43	4	47	
島根	2		3		1	5	1				6	47	13	33	
岡山	41	1	13		1	21	24		9	2	56	12	29	13	
広島	58	2	19	1	1	56	21		3	1	81	10	52	10	
山口	16	2	13	2	2	26	8	1			35	17	22	23	
徳島	4		5			6	1	2			9	44	8	43	
香川	7		14			15	6				21	28	15	30	
愛媛	13		8	1	2	16	5	2		1	24	24	24	22	
高知	2		4		1	6	0	1			7	46	7	44	
福岡	40	1	46		13	69	29		1	1	100	8	57	9	
佐賀	7		8		1	15	1				16	38	9	41	
長崎	19		10		4	17	15		1		33	18	29	14	
熊本	6		12		1	14	5				19	32	27	18	
大分	9		7		2	10	7	1			18	35	13	34	
宮崎	2		11			11	1	1			13	42	7	45	
鹿児島	6		15		2	18	5				23	26	25	20	
沖縄	2		5		2	6	3				9	45	13	35	
不詳等															
合計	1,075	31	1,090	22	195	1,646	596	65	84	22	2,413		1,635		

表18-2 都道府県別補償・救済状況(2021年度末時点、入手可能全データ累計)(労災等重複除く)

	制度別補償・救済状況					疾病別補償・救済状況					合計	順位	中皮腫 死亡者 1995～	順位
	労災 保険 2003～	労災時 効救済 2006～	生存中 救済 2006～	施行前 死亡救済 2006～	未申請 死亡救済 2008～	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	良性石 綿胸水				
北海道	1,121	75	318	131	59	1,165	468	21	32	18	1,704	5	1,519	5
青森	72	6	66	23	8	121	40	6	4	4	175	36	183	39
岩手	47	4	53	28	15	117	25	3	2	0	147	41	214	34
宮城	277	16	162	62	25	353	153	7	13	16	542	15	444	18
秋田	41	1	42	34	8	100	21	1	4	0	126	44	164	41
山形	90	8	53	17	11	105	58	7	7	2	179	35	159	42
福島	165	13	72	46	23	246	59	3	10	1	319	25	413	20
茨城	176	14	169	59	28	318	102	7	16	3	446	19	487	17
栃木	92	9	99	39	25	184	67	9	4	0	264	30	283	30
群馬	80	9	114	56	21	213	50	13	3	1	280	29	300	29
埼玉	601	57	531	193	91	981	410	36	38	8	1,473	7	1,505	6
千葉	511	25	428	130	63	694	401	10	39	13	1,157	10	1,049	10
東京	2,514	154	807	286	164	2,257	1,300	211	129	28	3,925	1	2,476	3
神奈川	1,564	162	584	239	111	1,572	883	94	75	36	2,660	4	2,169	4
新潟	282	28	105	56	26	340	143	6	5	3	497	17	500	15
富山	238	21	77	49	12	274	90	9	12	12	397	22	350	25
石川	97	8	59	29	7	157	32	1	6	4	200	34	244	33
福井	85	5	51	15	3	110	31	6	6	6	159	40	151	43
山梨	40	3	53	16	8	105	13	2		0	120	45	148	44
長野	167	15	109	33	18	225	94	12	8	3	342	24	369	24
岐阜	195	16	150	49	28	315	95	21	6	1	438	20	418	19
静岡	408	30	218	103	47	598	158	29	16	5	806	13	782	11
愛知	851	84	502	122	77	1,212	361	11	24	28	1,636	6	1,427	7
三重	178	6	76	26	12	180	105	7	3	3	298	28	304	28
滋賀	151	12	108	37	10	226	81	7		4	318	26	307	27
京都	258	26	139	73	26	370	135	7	8	2	522	16	518	14
大阪	1,870	203	1,023	330	171	2,581	796	114	80	26	3,597	2	2,946	1
兵庫	1,576	209	977	314	111	2,294	781	21	49	42	3,187	3	2,604	2
奈良	219	20	162	56	22	296	132	29	11	11	479	18	413	21
和歌山	116	9	61	28	17	148	71	6	5	1	231	32	209	35
鳥取	39	2	28	21	2	76	12	4		0	92	47	112	47
島根	69	9	34	12	8	82	43	2	3	2	132	43	135	46
岡山	729	38	125	79	29	468	426	11	49	46	1,000	11	587	12
広島	966	90	172	95	31	841	440	13	32	28	1,354	9	1,070	9
山口	432	41	125	41	25	387	230	9	25	13	664	14	495	16
徳島	58	4	46	20	8	109	24	3		0	136	42	165	40
香川	237	30	84	25	19	213	155	9	6	12	395	23	266	31
愛媛	265	20	89	37	19	263	145	9	5	8	430	21	381	22
高知	39	4	33	25	7	86	21	1		0	108	46	144	45
福岡	748	47	368	122	85	946	341	29	34	20	1,370	8	1,280	8
佐賀	78	13	48	29	7	124	35	8	5	3	175	37	191	37
長崎	581	67	109	48	21	445	323	27	18	13	826	12	586	13
熊本	134	4	105	35	21	195	90	2	8	4	299	27	342	26
大分	126	9	47	23	10	158	48	2	6	1	215	33	255	32
宮崎	66	4	51	35	8	127	21	7	5	4	164	39	190	38
鹿児島	85	10	107	38	13	210	33	2	6	2	253	31	375	23
沖縄	67	20	35	34	11	103	51	8	5	0	167	38	201	36
不詳等	7		1	1		4	1	4		0	9		18	
合計	18,808	1,660	8,975	3,399	1,571	22,694	9,594	866	822	437	34,413		29,848	

特集②/石綿健康被害補償・救済状況の検証

表18-3 中皮腫・肺がんの救済率(都道府県別)(労災等重複除く、10万人当は2010年人口比)

	中皮腫死亡者数(1995~2021年)						中皮腫補償・救済(～2021年度)				肺がん補償・救済(～2021年度)				肺がん/ 中皮腫
	合計	年平均	順位	10万人当	対全国均比	順位	合計	救済率	順位	労災等割合	合計	救済率	順位	労災等割合	
北海道	1,519	56.3	5	1.022	118.4%	9	1,165	76.7%	11	61.8%	468	30.8%	16	87.8%	40.2%
青森	183	6.8	39	0.494	57.2%	47	121	66.1%	29	33.1%	40	21.9%	31	62.5%	33.1%
岩手	214	7.9	34	0.596	69.0%	41	117	54.7%	46	25.6%	25	11.7%	43	68.0%	21.4%
宮城	444	16.4	18	0.700	81.1%	29	353	79.5%	7	42.5%	153	34.5%	12	70.6%	43.3%
秋田	164	6.1	41	0.559	64.8%	42	100	61.0%	38	26.0%	21	12.8%	42	57.1%	21.0%
山形	159	5.9	42	0.504	58.4%	46	105	66.0%	31	41.0%	58	36.5%	10	70.7%	55.2%
福島	413	15.3	20	0.754	87.3%	24	246	59.6%	42	48.8%	59	14.3%	40	76.3%	24.0%
茨城	487	18.0	17	0.607	70.3%	39	318	65.3%	32	35.5%	102	20.9%	32	56.9%	32.1%
栃木	283	10.5	30	0.522	60.5%	45	184	65.0%	34	28.8%	67	23.7%	29	58.2%	36.4%
群馬	300	11.1	29	0.553	64.1%	43	213	71.0%	21	22.1%	50	16.7%	37	56.0%	23.5%
埼玉	1,505	55.7	6	0.775	89.7%	20	981	65.2%	33	33.1%	410	27.2%	19	67.3%	41.8%
千葉	1,049	38.9	10	0.625	72.4%	37	694	66.2%	28	31.3%	401	38.2%	8	68.6%	57.8%
東京	2,476	91.7	3	0.697	80.7%	33	2,257	91.2%	1	52.8%	1,300	52.5%	4	87.6%	57.6%
神奈川	2,169	80.3	4	0.888	102.8%	13	1,572	72.5%	18	49.7%	883	40.7%	7	86.0%	56.2%
新潟	500	18.5	15	0.780	90.4%	18	340	68.0%	25	51.2%	143	28.6%	18	85.3%	42.1%
富山	350	13.0	25	1.186	137.4%	6	274	78.3%	9	54.0%	90	25.7%	25	88.9%	32.8%
石川	244	9.0	33	0.772	89.5%	22	157	64.3%	36	43.3%	32	13.1%	41	90.6%	20.4%
福井	151	5.6	43	0.694	80.4%	34	110	72.8%	17	46.4%	31	20.5%	33	67.7%	28.2%
山梨	148	5.5	44	0.635	73.6%	35	105	70.9%	22	30.5%	13	8.8%	47	76.9%	12.4%
長野	369	13.7	24	0.635	73.6%	36	225	61.0%	39	43.1%	94	25.5%	26	70.2%	41.8%
岐阜	418	15.5	19	0.744	86.2%	25	315	75.4%	14	39.0%	95	22.7%	30	67.4%	30.2%
静岡	782	29.0	11	0.769	89.1%	23	598	76.5%	12	46.3%	158	20.2%	34	72.8%	26.4%
愛知	1,427	52.9	7	0.713	82.6%	27	1,212	84.9%	4	48.8%	361	25.3%	28	80.1%	29.8%
三重	304	11.3	28	0.607	70.3%	40	180	59.2%	43	41.7%	105	34.5%	11	91.4%	58.3%
滋賀	307	11.4	27	0.806	93.3%	16	226	73.6%	16	42.0%	81	26.4%	22	70.4%	35.8%
京都	518	19.2	14	0.728	84.3%	26	370	71.4%	20	43.0%	135	26.1%	24	83.0%	36.5%
大阪	2,946	109.1	1	1.231	142.6%	5	2,581	87.6%	3	49.0%	796	27.0%	20	78.6%	30.8%
兵庫	2,604	96.4	2	1.726	199.9%	1	2,294	88.1%	2	46.1%	781	30.0%	17	80.2%	34.0%
奈良	413	15.3	21	1.092	126.5%	8	296	71.7%	19	33.4%	132	32.0%	14	70.5%	44.6%
和歌山	209	7.7	35	0.773	89.5%	21	148	70.8%	23	37.2%	71	34.0%	13	81.7%	48.0%
鳥取	112	4.1	47	0.704	81.6%	28	76	67.9%	26	36.8%	12	10.7%	45	75.0%	15.8%
島根	135	5.0	46	0.697	80.8%	31	82	60.7%	40	46.3%	43	31.9%	15	79.1%	52.4%
岡山	587	21.7	12	1.118	129.5%	7	468	79.7%	6	59.8%	426	72.6%	1	90.1%	91.0%
広島	1,070	39.6	9	1.385	160.5%	3	841	78.6%	8	71.7%	440	41.1%	6	88.2%	52.3%
山口	495	18.3	16	1.263	146.4%	4	387	78.2%	10	62.3%	230	46.5%	5	83.9%	59.4%
徳島	165	6.1	40	0.778	90.2%	19	109	66.1%	30	41.3%	24	14.5%	39	58.3%	22.0%
香川	266	9.9	31	0.989	114.6%	10	213	80.1%	5	52.6%	155	58.3%	2	83.9%	72.8%
愛媛	381	14.1	22	0.986	114.2%	11	263	69.0%	24	56.3%	145	38.1%	9	83.4%	55.1%
高知	144	5.3	45	0.698	80.9%	30	86	59.7%	41	32.6%	21	14.6%	38	66.7%	24.4%
福岡	1,280	47.4	8	0.935	108.3%	12	946	73.9%	15	49.0%	341	26.6%	21	76.5%	36.0%
佐賀	191	7.1	37	0.832	96.4%	14	124	64.9%	35	41.9%	35	18.3%	36	77.1%	28.2%
長崎	586	21.7	13	1.521	176.2%	2	445	75.9%	13	70.8%	323	55.1%	3	86.7%	72.6%
熊本	342	12.7	26	0.697	80.8%	32	195	57.0%	44	38.5%	90	26.3%	23	60.0%	46.2%
大分	255	9.4	32	0.789	91.4%	17	158	62.0%	37	56.3%	48	18.8%	35	79.2%	30.4%
宮崎	190	7.0	38	0.620	71.8%	38	127	66.8%	27	31.5%	21	11.1%	44	76.2%	16.5%
鹿児島	375	13.9	23	0.814	94.3%	15	210	56.0%	45	34.3%	33	8.8%	46	51.5%	15.7%
沖縄	201	7.4	36	0.534	61.9%	44	103	51.2%	47	32.0%	51	25.4%	27	84.3%	49.5%
不詳等	18	0.7					4			50.0%	1			100%	25.0%
合計	29,848	1,105.5		0.863	100%		22,694	76.0%		48.0%	9,594	32.1%		80.5%	42.3%